

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進				
	①保育所、幼稚園における人権教育の推進	保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員の資質の向上を図るため、中堅・新任保育士を対象とした職員の研修の実施	1. 保育士現任研修(中堅コース)・・・島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催日:平成29年5月23日・24日、参加者:50名 <西部地区> 開催日:平成29年5月25日・26日、参加者:50名 2. 保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援)・・・島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催日:平成29年11月8日・9日・13日、参加者:112名 <西部地区> 開催日:平成29年11月24日・27日・28日、参加者:54名	新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。 国の進める保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。	昨年と同様に、児童福祉の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるような研修内容として実施する。 保育士等キャリアアップ研修(保護者支援・子育て支援) 島根県福祉人材センター主催 <東部地区> 開催予定:平成30年11月、定員:80名 <西部地区> 開催予定:平成30年11月、定員:80名 <隠岐地区> 開催予定:平成30年11月、定員:40名
		幼稚園教育理解推進事業 (教育指導課)	教職員の人権感覚を磨くとともに、幼児期における道徳性の芽生えを培うための実践的指導力を向上	1. 幼稚園教育課程研修 日 時:平成29年8月24日 会 場:ビッグハート出雲 参加者:172名 2. 幼保小連携研修 日 時:平成29年8月3日 会 場:松江合同庁舎 参加者:77名	新幼稚園教育要領についての周知と文部科学省幼児教育調査官の講義を行い、新要領について理解を図った。 次年度は、幼稚園教育要領の改訂に関わる課題等をテーマに協議を行いたい。 幼保小連携研修においては、幼小の接続期カリキュラムを中心にどのように連携を図っていくべきかをテーマに研修を行った。新学習指導要領に基づき、この内容の研修を継続する。	1. 幼稚園教育課程研修 日 時:平成30年8月1日 会 場:ビッグハート出雲 参加者:250名 2. 幼保小連携研修 日 時:平成30年8月24日 会 場:松江合同庁舎 参加者:150名
		就学前人権・同和教育講座 (教育指導課) (教育センター)	幼稚園・保育園等における人権・同和教育の推進に資する教職員の研修の実施	就学前人権・同和教育講座 東部会場:8月7日 松江合同庁舎 参加者予定 58名 ※東部会場は台風のため中止 西部会場:8月9日 浜田教育センター 参加者 9名	・指導資料第2集を活用しながら、幼児期における人権・同和教育の基本的な考え方について理解を深めることができた。就学前の「進路保障」の考え方を示したことで、その理念についても理解が深まった。 ・現場での実践に活かせるような内容を工夫し、協議による情報交換等を通して、今後の取組についてのヒントを示すことができた。 ・幼稚園教諭と保育士が情報交換する機会にもなり、受講者の満足度も非常に高い結果となった。 ・幼稚園・保育所を対象とした研修講座について、今年度新設の幼児教育センター及び県健康福祉部等とのさらなる連携の必要性を感じている。 ・幼児教育研修の必要性が叫ばれる中、より多くの受講者となるよう内容の精選を行っていきたい。平成30年度は外部講師を招聘し、人権教育の視点に立ったより専門的な幼児教育を教授いただく予定である。	就学前人権・同和教育講座 ○8月29日(水) 出雲合同庁舎 参加予定100名 【講師】 神戸親和女子大学 発達教育学部 客員教授 新保真紀子氏

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進						
		人権・同和教育研究指定園事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内幼稚園または認定こども園の1園を指定し、人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定園 ○松江市立しんじ幼保園(指定1年目) ・公開保育研修:6月16日、7月18日、9月22日、11月22日、11月28日、2月22日 ・園内研修:5月11日、2月15日、3月12日 ・人権教育保護者研修会:7月12・13日	研究指定園は「一人一人が輝き、共に育ちあう仲間づくり」をテーマに、園児一人一人を大切にしたい保育実践を目指し、意欲的に研究に取り組んでいる。H30度は5月にPTA発表会、10月に研究発表大会を予定しており、研究の成果を普及するために、広く周知に努める必要がある。 また、次期指定園が研究発表大会に参加できるよう、可能な限り早い段階で指定園を決定するとともに、円滑に研究に取り組めるよう支援に努める必要がある。	研究指定園 ○松江市立しんじ幼保園 研究発表大会10月19日 ○松江市立しんじ幼保園PTA 指定校連絡会(5月11日)で発表
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に委託			
		人権同和教育研修参加支援事業 (総務部総務課)	私立幼稚園に対し外部で実施される人権同和教育研修への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ	今後も、私立中学・高校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ
2		②初等中等教育における人権教育の推進	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、県立学校に指導主事が訪問	県立学校13校訪問 安来高校、松江北高校、松江東高校、三刀屋高校掛合分校、平田高校、出雲農林高校、江津工業高校、浜田商業高校、益田高校、盲学校、出雲養護学校遡摩分教室、江津清和養護学校、松江緑が丘養護学校	訪問指導を通じて本県の目指す人権教育の理念や手法を普及するとともに、各学校の実態に即した取組のあり方や研修の進め方について助言等を行った。 各学校の教職員の人権意識の向上や人権・同和教育推進のための実践力につながる研修を実施することができた。 今後も継続して取組を進めていく必要がある。	訪問予定校 情報科学高校、松江工業高校全日制課程、松江商業高校横田高校、出雲高校、大田高校、浜田高校、吉賀高校 津和野高校、隠岐水産高校、浜田ろう学校、松江養護学校 出雲養護学校大田分教室、浜田養護学校
		人権同和教育推進体制支援事業 (総務部総務課)	人権同和教育推進教員の人件費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	人権同和教育推進教員の人件費助成、校内研修等の実施経費及び校外研修等への参加経費の助成	県立教育センター・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
		③研究指定校等における指導内容・方法の充実	学校教育における人権・同和教育の推進と充実のため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の中から学校を指定し、人権・同和教育の実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	研究指定校 ○江津市立江津東小学校 研究発表会11月21日 ○安来市立第一中学校 研究発表会10月20日 ○海士町立海士小学校(指定1年目) ○奥出雲町立横田中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定2年目) 高同研究大会(11月2日)で発表 ○石見養護学校(指定2年目) 高同研究大会(11月2日)で発表	研究指定校は授業づくり、人間関係づくり、(連携)体制づくり、環境づくりなどの分野で意欲的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にしたい教育実践が行われた。平成30年度の研究指定校についても、取組が充実するように支援していく必要がある。 研究指定校が取り組んだ実践については、研究発表会やホームページ等で紹介する機会を設けている。指定が終了した後も、研修会での実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようにしていく必要がある。	研究指定校 ○海士町立海士小学校 研究発表会11月2日 ○奥出雲町立横田中学校 研究発表会11月15日 ○松江市立津田小学校(指定1年目) ○浜田市立第三中学校(指定1年目) ○松江商業高等学校(指定1年目) ○吉賀高等学校(指定1年目)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進					
	中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進					
3		高等学校等地域別人権・同和教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実情を的確に把握した人権・同和教育の推進・充実を図るために、鳥根県高等学校等人権・同和教育研究協議会に人権・同和教育実践上の諸問題についての研究を委託	<ul style="list-style-type: none"> ○松江地区 5月30日(松江養護学校) 11~12月(松江市立松尾会館) 2月下旬(国際交流会館) ○雲南地区 6月14日、11月1日、2月28日(大東高校) ○出雲地区 6月22日、12月15日、2月21日(出雲養護学校) ○石東地区 6月(遼摩高校) 2月22日(川本合同庁舎) 2月(遼摩高校) ○浜田地区 6月22日(浜田養護学校) 8月10日(浜田市総合福祉センター) 9月、2月(浜田養護学校) ○石西地区 5月22日(益田市人権センター) 6月(益田市匹見町) 6月、7月、8月、10月、11月、2月(益田市人権センター) 11月(広島県) ○隠岐地区 6月(隠岐合同庁舎) 7月(隠岐水産高校) 10月(隠岐高校) 2月(隠岐水産高校) 	それぞれの地域課題や実態に即して連携して研究を進めることで、情報共有や有効な研修を進めることができた。また、鳥根県高等学校等人権・同和教育研究協議会主催の研究大会が開催され、高等学校等の人権・同和教育の取組の充実につながった。今後も、事業を継続し高等学校等の支援を行っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 第1回常任理事会 5月17日 第2回常任理事会 7月13日 総会 11月1日 第3回常任理事会 1月25日 上記のほか、7ブロックそれぞれの地区理事会を年3回実施。地区理事会に合わせて地区ごとの研修会を実施。
		人権・同和教育「PTA活動」育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、鳥根県PTA連合会、鳥根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	指定PTA ○江津市立江津東小学校 研究発表会11月21日 ○安来市立第一中学校 研究発表会10月20日 ○海士町立海士小学校(指定1年目) ○奥出雲町立横田中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表 ○石見養護学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表	学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介してもらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。 H30年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	指定PTA ○海士町立海士小学校 研究発表会11月2日 ○奥出雲町立横田中学校 研究発表会11月15日 ○松江市立津田小学校(指定1年目) ○浜田市立第三中学校(指定1年目) ○松江商業高等学校(指定1年目) ○吉賀高等学校(指定1年目)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目 1. 学校教育等における人権教育の推進				
4	④高等教育機関等における人権教育の推進	県立大学・短期大学における人権教育の推進 (総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。 1 島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権・同和教育講話を実施 (実施日:4月13日、参加人数:226人) 2 島根県立大学出雲キャンパス ①新入生を対象に人権・同和問題講演の実施 (実施日:6月28日、参加人数:約100人) ②ハンセン病療養所訪問 (実施日:8月30～31日、参加人数:14人) 3 島根県立大学短期大学部松江キャンパス ①新入生を対象に人権・同和教育講話の実施 (実施日:4月2日、参加人数:約230人) ②2年生を対象に人権・同和教育講話の実施 (実施日:4月5日、参加人数:約250人)	今後も、島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。	島根県立大学・島根県立大学短期大学部において人権教育・啓発に関する研修会等を実施する。 1 島根県立大学浜田キャンパス 新入生を対象に人権に関する研修を実施 (実施日:4月11日、参加人数:254人) 2 島根県立大学出雲キャンパス ①新入生を対象に人権・同和問題講演の実施 (実施日:6月13日) ②ハンセン病療養所訪問 (実施日:8月27～29日) 3 島根県立大学短期大学部・島根県立大学松江キャンパス ①新入生を対象にした授業(必修)の中で人権セミナーを実施 (実施日:7月4日) ②2年生を対象に人権・同和教育講話を実施 (実施日:4月5日、参加人数220人)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 2. 社会教育等における人権教育の推進						
5	① 様々な場での学習機会の提供	学習相談、学習情報の提供事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	社会教育に関する情報を提供するとともに、学習相談の対応	社会教育に関する情報提供については、社会教育関係者のニーズの把握に努め、ホームページと情報誌「しまねの社会教育だより」において、タイムリーに情報発信する。 学習相談については、前年度同様、市町村担当者と連携を図りながら、市町村支援とは区別して、積極的に対応する。	平成26年度から、学習相談と市町村支援を関連づけながら、区別して取り組んだことで、依頼件数は減少したが、相談内容がより広がっている。	社会教育に関する情報提供については、社会教育関係者のニーズの把握に努め、ホームページと情報誌「しまねの社会教育だより」(年2回、9月・2月発行)において、タイムリーに情報発信する。 学習相談については、前年度同様、市町村担当者と連携を図りながら、市町村支援とは区別して、積極的に対応する。
		社会教育にかかわる人材養成研修と「しまね学習支援プログラム」の開発 (社会教育課) (社会教育研修センター)	「地域力」の醸成に資する「地域リーダー」を養成するため、対象者別研修を柱とする主催研修の開催と、市町村の依頼・相談に随時対応する市町村支援の実施	・研修体系の中で、「対象者別研修」「全体研修」を一部見直し、市町村社会教育担当者研修を「対象者別研修」と兼ねることとすることで、対象とする社会教育関係者と市町村担当者との連携が密になるように努めた。 ・「全体研修」においては、「親学プログラム体験講座」を新たに設け、「親学プログラム」の活用・普及につなげた。 ・学校と地域の連携・協働が推進するよう、それぞれの研修内容を充実させて実施した。 1. 「対象者別研修」 開催講座数 全県「3講座」 東部「8講座」 西部「8講座」 隠岐「2講座」 延べ参加者数:507人 2. 「全体研修」 開催講座数 全県「1講座」 東部「2講座」 西部「2講座」 隠岐「1講座」 延べ参加者数:142人 3. 「社会教育主事講習日」 参加者数:61人 ・市町村支援については、これまでの取組同様に、市町村との連絡・連携を密にして、積極的に取り組んだ。 市町村支援状況 東部26件・269人、西部12件・217人 ※うち市町村人材養成研修への支援 (東部13件・241人、西部8件・195人)	・社会教育関係者の研修ニーズや県社会教育行政の方針・要請に応じた人材養成研修のあり方を見直し、対象者別に具体的な方策を学ぶ研修を実施し、参加者から好評を得ている。 ・研修内容については、PDCAサイクルで見直しをかけて改善を図る。 ・市町村支援については、ニーズの高まりを感じているので、引き続き市町村担当者と連携を図りながら、重点をおいて取り組む。	・人材養成研修「対象者別研修」・「全体研修」の見直しを進め、それぞれの研修内容を充実させて実施する。 ・「全体研修」の中に、新しく「しまねの社会教育フォーラム」を設け、社会教育関係者による連携・協働のあり方を協議する場とする。 ・「公民館等職員研修」については、これまでの3年間の実績を振り返り、地域課題解決をテーマに研修内容を大きく改善する。 ・市町村支援については、ニーズの高まりからこれまで以上に、市町村との連絡・連携を密にして、積極的に取り組む。
		「しまね学習支援プログラム」の活用・普及と新プログラムの開発	・公民館活動の活性化をねらった新プログラム「地域魅力化プログラム」の開発に取り組み、試行版を発行し、県内関係機関、各市町村、各公民館等へ配付した。	・「親学プログラム2」については、平成30年度のブラッシュアップ研修で終了とするため、今後の普及のあり方の検討を進める。 ・「地域魅力化プログラム」は検証を重ねて、実施版に改善していく。	・「しまね学習支援プログラム」については、2つの「親学プログラム」の活用・普及に向けた取組を充実させるとともに、公民館活動の活性化をねらった「地域魅力化プログラム」実施版の開発に取り組む。	
6	② 指導者の養成、学習情報の提供等	社会人権・同和教育指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者の養成	1. 社会人権・同和教育基礎講座 <東部>5/26・6/8・6/16(全3日間)・松江合同庁舎・33名 <西部>5/19・5/31・6/13(全3日間)・浜田合同庁舎・31名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 6/30・7/12・7/24・8/3(全4日間)・大田まちづくりセンター及び福原会館・22名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/23・24・9/12・13(全4日間)・隠岐合同庁舎・8名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/19・10/12・11/1・11/30(全4日間)・大田まちづくりセンター・9名 4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 2/2・あすてらす・16名	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。また、従来の隠岐地域の指導者養成研修と公民館研修を統合し隠岐講座を新設し、内容の充実と参加促進につながっている。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。 4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 5/21 5/29 6/1 6/6 6/11 6/20 開催回数3回×2会場(益田市 出雲市) 参加見込み数60名 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 6/29 7/11 7/26 8/7 開催回数4回 参加見込み数30名 (浜田市) 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/22 8/23 9/18 9/19 開催回数4回 参加見込み数10名 (西ノ島町) 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/27 10/23 11/9 12/3 開催回数4回 参加見込み数10名 (大田市) 4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 1月下旬 開催回数1回 参加見込み数20名 (出雲市)

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進					
	中項目2. 社会教育等における人権教育の推進					
				<p>5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 松江:8/31・松江合庁・37名 出雲:9/6・出雲合庁・26名 大田:12/12・大田市民センター・27名 浜田:12/6・浜田合庁・27名 益田:9/28・益田市人権センター・45名 計5会場</p>	<p>5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤労態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。</p>	<p>5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 9/6 10/3 10/31 11/15 12/10 県内5会場 参加見込み数170名 (松江市 出雲市 浜田市 大田市 益田市)</p>
				<p>6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/27・松江合庁・77名</p>	<p>6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。しかしながら、事務局を担当することが厳しい団体もあり、運営方法を検討していく必要がある。</p>	<p>6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/26 参加団体数8団体 参加見込み数90名 (浜田市)</p>
				<p>7. 同和問題青年団体研修 12/9・あすてらす・24名</p>	<p>7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。</p>	<p>7. 同和問題青年団体研修 参加団体数6団体 参加見込み数30名</p>
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	学校教育・社会教育における人権教育の推進のための資料作成	社会教育主事に対して、現在発行している人権教育指導資料第2集(学校教育編)を周知	社会教育主事に「人権教育指導資料第2集(学校教育編)」の周知が進んだ一方で、社会教育編の発行を望む声が出始めている。	人権教育指導資料の社会教育編の編纂に着手していく。
		視聴覚教育推進事業 (社会教育課) (社会教育研修センター)	視聴覚教材・機材を活用した学習方法を充実するため、各種ビデオ教材・視聴覚教材の貸出	視聴覚教材・機材を活用した人権教育に関する学習が充実するために、各種視聴覚教材・機材の貸出・情報提供を行う。	学校・各種団体等が取り組む人権教育の推進にもつながっている。広報のあり方が課題である。	視聴覚教材・機材を活用した人権教育に関する学習が充実するために、各種視聴覚教材・機材の貸出・情報提供を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画		
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進								
中項目 3. 家庭における人権教育の推進								
7	3. 家庭における人権教育の推進	親子の共同体験・交流事業 (社会教育課)	親子のきずなを深めたり、子育てに関する情報交換や仲間づくりをしやすいため、親子の共同体験や親同士の交流を県立少年自然の家と県立青少年の家で実施して、家庭教育を支援するネットワークを強化	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこファミリー(1泊2日) 実施日: 2月10～11日、参加人数: 16家族64名 ・トールペイントでつくるクリスマス飾り 実施日: 12月23日・24日、参加人数: 7家族15名 ・石窯ピザ屋さん 実施日: 2月24日、参加人数: 9組26名 ・初めてのダッチオープン料理 実施日: 2月25日、参加家族数: 15組 ・手作りデコナップ&アクセサリーづくり 実施日: 3月3日・4日、参加人数: 16組44名 ・赤ちゃんからできる足つぼマッサージ 実施日: 2月7日・28日、参加家族数: 19組 ・赤ちゃんの抱っこ&おんぶ講座 実施日: 3月14日、参加家族数: 9組 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデー(1泊2日) 実施日: 5月13～14日、参加人数: 745名(日帰り含む) ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 実施日: 7月8～9日、参加人数: 75名 ・森と海のつどい(1泊2日) 実施日: 11月11～12日、参加人数: 56名 ・どんぐりの谷開放デー(日帰り) 実施日: 毎月1回実施、参加人数: 495名 	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段とは異なる環境での宿泊体験やアウトドア体験を盛り込んだプログラムを通して家族の絆や家族間の交流を深めることができた。 ・小さい子どもとその保護者向けサロンの中で、情報交換の場や食事、マッサージ等の研修を企画し、子育て世代同士のつながりができた。 ・土日サロンの開設は、他の公共施設が閉所しているのが好評だった。 ・家族で主体的に取り組む場や、家族間交流が深まる場の設定を工夫したい。 ・乳幼児とその家族を対象とした企画を継続したい。 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業とも活動プログラムの中に親子の関わりと他の親子との関わりを促す内容が入っている。 ・意図的に親子や他の親子との関わり場面を設定することで、同じ班や宿泊部屋になった家族間では積極的にコミュニケーションをとり、情報交換する場面が見られた。 ・その中でわが子や他の子どもへの思いやりや見守ろうとする姿が見えてきた。 ・他の家族との関わりもあるので、オリエンテーションの中で、「しまねのふるまい推進プロジェクト」の趣旨を保護者へ伝え、意識啓発や向上を図ることで、親子ともにふるまいを意識しながら活動することができた。 	<p><青少年の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこファミリー(1泊2日) 2月9～10日に実施 <p><少年自然の家></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンデー(1泊2日) 5月12～13日に実施 ・チャレンジ・ザ・サマー(1泊2日) 7月14～15日に実施 ・ミニ・キャンプ(1泊2日) 8月の土日に2回実施 ・森と海のつどい(1泊2日) 11月10～11日に実施 ・ミニオープンデー(日帰り) 毎月1回実施 		
				人権啓発事業 (人権同対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示	県立図書館など県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示
				2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時: 平成29年12月2日(土) 場所: 松江市総合体育館 新聞広告掲載(12月4日 山陰中央新報)	会場で開催したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができることから、今後も継続して実施していく。	2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時: 平成30年11月 場所: 松江市総合体育館		

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目3. 家庭における人権教育の推進				
7				<p>3 その他啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2017 日時:平成29年10月15日(日) 会場:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) 内容:梨の木園ハンドベル演奏、切川保育所どじょうすくい踊りとしまねっこダンス、ワークショップ、啓発ブース、ハンセン病問題啓発コーナー等</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 ①多様な性と人権を考えるつどい(性的少数者の人権) 日時:平成29年7月21日(金) 場所:島根県民会館(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、啓発展示</p> <p>②おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディー大田(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、ワークショップ、啓発展示</p> <p>(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:平成29年6月～9月</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぶる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等</p>	<p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。</p> <p>小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となっており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。</p> <p>人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。</p> <p>各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。</p> <p>人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある</p>	<p>3 その他の啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2018 日時:平成30年10月21日(日) 会場:江津市総合市民センター(江津市) 内容:ステージイベント 啓発企画展 人権啓発ポスターコンクール表彰講演会 など</p> <p>(2)人権・同和問題を考える県民のつどい(人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会 道志真弓さん「笑顔の戦士」～生きているって幸せ 人権・同和教育啓発企画展</p> <p>(3)人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い 日時:平成30年10月21日(日) 場所:江津市総合市民センター(江津市) 内容:ドキュメンタリー映画上映会、ワークショップ、啓発展示</p> <p>(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間:平成30年6月～9月</p> <p>(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぶる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布</p> <p>4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等</p> <p>5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、映画上映会、ワークショップ等</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目3. 家庭における人権教育の推進				
7		人権・同和教育「PTA活動」 育成事業 (人権同和教育課) (再掲)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、鳥根県PTA連合会、鳥根県幼稚園・子どもPTA連合会に研究実践を委託	指定PTA ○松江市立しんじ幼保園(指定1年目) ○江津市立江津東小学校 研究発表会11月21日 ○安来市立第一中学校 研究発表会10月20日 ○海士町立海士小学校(指定1年目) ○奥出雲町立横田中学校(指定1年目) ○飯南高等学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表 ○石見養護学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月9日)で発表	学校の研究と重ねて取り組むことにより、家庭や地域を巻き込んだ人権・同和教育への取組が図られた。 取り組まれた実践については、指定校連絡会で紹介してもらったが、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらい、今までより成果の波及効果を上げることができた。 H30年度も同様に研究指定校の研究発表会の中に、PTAの取組を盛り込んでもらう。あわせて一年次終了後の指定校連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうように各PTA連合会に依頼して募集を行う。	指定PTA ○松江市立津田小学校(指定1年目) ○浜田市立浜田第三中学校(指定1年目) ○鳥根県立松江商業高等学校(指定1年目) ○鳥根県立吉賀高等学校(指定1年目) ○松江市立しんじ幼保園(指定2年目) 指定校連絡会(5月11日)で発表 ○海士町立海士小学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月11日)で発表 ○奥出雲町立横田中学校(指定2年目) 指定校連絡会(5月11日)で発表
		子どもと家庭電話相談事業 (青少年家庭課)	フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布	子どもからの相談だけでなく、母親などからの子どもへの関わり方などの不安や悩みの相談に応じており、児童虐待防止の一助となっている。引き続き利用拡大に向けて周知を図っていく。	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進				
		中項目 4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進				
	①企業等における人権教育・啓発の推進	人権啓発講演会開催事業 (中小企業課)	中小企業者の役員等に対する「人権啓発講演会」の開催	1. 事業主体:島根県 2. テーマ:「だって、出会っちゃったんだモン!」～人権のまちづくりのために～ 3. 開催日:平成30年1月20日 4. 場所:サンラボ-むらくも 5. 講師:池田じんけんひろば 太田明夫	性別・年齢・国籍などの様々な属性を受け入れて、多様性を活かすことを通じて、人権に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚につながることはもとより、企業や組織の力になることを学ぶことができた。 企業が社会に果たすべき責任はますます重要となっており、公正な採用や人権問題の取り組みにより、差別のない明るい職場づくりも求められていることから、今後も	1. 事業主体:島根県 2. テーマ:未定 3. 開催日:未定 4. 場所:未定 5. 講師:未定
		人権同和対策研修事業 (中小企業課)	人権同和问题研修推進員研修会の開催	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:平成29年12月12日 ・テーマ:お互いを尊重し合う職場づくりについて ・講師:越野 由美子 ・場所:島根県教育会館 4F 4. 参加者 20名	商工団体の同和问题研修推進員を対象とした研修を実施し、人権同和问题に関する意識の向上に役立てることができた。 今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担ってもらうことにより人権教育・啓発を推進する。	1. 補助金交付先 島根県商工会連合会 2. 補助対象経費 人権同和问题研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:平成30年12月 ・テーマ:未定 ・講師:未定 ・場所:未定 4. 参加者 未定
		雇用促進事業 (雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な採用についての啓発冊子・パンフレットの作成 冊子 約3,240部、パンフレット約3,940部	県内ハローワークへの配布、就職フェアなどでの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促した。 今後も効果的な啓発活動に努める。	公正な採用についての啓発冊子・パンフレットの作成 冊子 約3,300部、パンフレット 約3,900部
		人権問題啓発推進事業 (農業経営課)	農林漁業団体の同和対策推進担当者等を対象とした研修会の実施	1. 研修内容等「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発事業 講師を招いて職場における人権啓発につながる研修を行う。 (1) テーマ:同和問題を題材に研修会を実施予定 (2) 講師 島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2. 開催場所等 (1) 場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2) 日程:10月～11月	・県内の農林漁業団体の啓発担当者等の人権同和问题への理解を深めた。 ・今後も、人権同和问题に対する理解促進に寄与するよう継続的に研修会を実施する。	1.研修内容等「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発事業 講師を招いて職場における人権啓発に繋がる研修を行う。 (1) テーマ:同和問題を題材に研修会を実施予定 (2)講師:島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 2.開催場所等 (1)場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2)日程:10月～11月

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目 4. 企業や地域社会における人権教育・啓発の推進						
9	②地域社会における人権啓発の推進	人権啓発事業 (人権同和対策課)(再掲)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示	県立図書館等県内各地で啓発展示を行い、多くの来館者へ啓発ができた。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスターコンクール入賞作品等展示
				2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 鳥根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時:平成29年12月2日(土) 場所:松江市総合体育館 新聞広告掲載(12月4日 山陰中央新報)	会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもらうことができるなど、効果的な啓発ができることから、今後も継続して実施していく。	2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 鳥根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動 日時:平成30年11月 場所:松江市総合体育館
				3 その他啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2017 日時:平成29年10月15日(日) 会場:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) 内容:梨の木園ハンドベル演奏、切川保育所どじょうすくい踊りと しまねっこダンス、ワークショップ、啓発ブース、 ハンセン病問題啓発コーナー等	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 今後も、開催市町村の学校や企業、NPO法人等各団体へ広く参加を呼び掛け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2018 日時:平成30年10月21日(日) 会場:江津市総合市民センター(江津市) 内容:ステージイベント 啓発企画展 人権啓発ポスターコンクール表彰 講演会 など
				(2)人権・同和問題を考える県民のつどい (人権フェスティバルと同時開催) 内容:講演会、人権・同和教育啓発活動展	人権フェスティバル来場者アンケートでは、県民のつどいのドリアン助川さんの講演に対する満足度が高く、権問題に関する関心や意識を高めるうえで役立つという回答が大半を占めた。	(2)人権・同和問題を考える県民のつどい 10/21 江津市にて人権フェスティバルと同時開催で実施 講演「笑顔の戦士 ～生きているって幸せ～」 道志 真弓氏
				(3)人権ユニバーサル事業 ①多様な性と人権を考えるつどい(性的少数者の人権) 日時:平成29年7月21日(金) 場所:鳥根県民会館(松江市) 内容:講演会、パネルトーク、啓発展示	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立つと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	(3)人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い 日時:平成30年10月21日(日) 場所:江津市総合市民センター(江津市) 内容:ドキュメンタリー映画上映会、ワークショップ、啓発展示
				②おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディーおおだ(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、 ワークショップ、啓発展示		
				(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 児童・生徒 募集期間:平成29年6月～9月	小学校から高校生までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となり、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることから、今後も継続して実施する。	(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容:人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象:県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 児童・生徒 募集期間:平成30年6月～9月
				(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぶる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布	人権啓発推進センターのPRを積極的に行ってきたことにより、ライブラリーの貸出数が増えてきており、今後もDVDや図書等を充実させていく必要がある。	(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りっぶる」(冊子)の発行 ②ライブラリー事業(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布
				4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等	各市町村の実情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となった。	4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、パネル展示、啓発物品配付等
				5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、映画上映会、ワークショップ等

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
10	大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進					
	中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進					
	①公務員	人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和对策課)	行政関係者研修会の実施	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 開催時期及び回数 5～7月 8回 245人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7、10月 5回 87人 2. 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 開催時期及び回数 8～9月 5回 393人	いずれの研修も、それぞれの職務・時期に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病療養所現地研修についても引き続き実施していく。	1. 人権・同和問題職場研修推進員研修 ①座学研修 開催時期及び回数 5～6月 8回 263人 ②ハンセン病療養所現地研修 開催時期及び回数 7、10月 4回 120人 2. 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 開催時期及び回数 9月 5回 400人
			隣保館職員等の研修の実施	隣保館職員等基礎研修会 日時:6月29日～30日 参加者数:延62人 隣保館職員等夏季研修会 日時:7月27日 参加者数:33人 隣保館職員等相談援助研修会 日時:8月24日～25日 参加者数:延47人 隣保館職員等冬季研修会 日時:1月25日～26日 参加者数:延61人	【目標】 隣保館等職員の相談能力等の資質向上、隣保館の運営手法に係る情報交換、関係制度理解、専門知識の獲得	隣保館職員等基礎研修会 日時:6月15日 参加者数:28人 隣保館職員等夏季研修会 日時:7月20日 参加者数:30人(見込) 隣保館職員等相談援助研修会 日時:8月30日～31日 参加者数:延50人(見込) 隣保館職員等冬季研修会 日時:1月24日～25日 参加者数:延60人(見込)
	自治研修所研修(人事課) (自治研修所)	自治研修所の階層別研修において人権・同和問題についての研修を実施	次の研修において、人権同和問題に関する研修を実施する。 1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数:県職員167人、市町村310人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講者数:県職員78人、市町村97人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数:県職員27人、市町村33人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数:市町村197人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数:県職員117人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数:県職員80人、市町村118人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講予定者数:県職員171人、市町村342人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講予定者数:県職員114人、市町村108人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講予定者数:県職員41人、市町村47人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講予定者数:市町村220人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講予定者数:県職員136人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講予定者数:県職員82人、市町村176人	
	地域行政関係者研修会 (人権同和对策課)	地域行政関係者研修会の実施	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内9会場 延べ12回 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数:1,751人	自治体職員はもとより、人権擁護委員、民生・児童委員、隣保館職員、社会福祉協議会職員といった、特に人権尊重の視点を持って職務に臨むべき立場の者を対象とした研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期:8～11月 ・開催場所:県内9会場延べ11回 (松江、雲南、出雲、大田、川本、浜田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数:1,600人	

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
11	②教職員	人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修の実施	<p>1. 人権・同和教育主任等研修</p> <p>益田会場:6月 8日 益田合同庁舎 出雲会場:6月14日 出雲合同庁舎 浜田会場:6月16日 浜田教育センター 松江会場:6月21日 松江合同庁舎 隠岐会場:6月23日 隠岐合同庁舎</p> <p>2. 就学前人権・同和教育講座</p> <p>東部会場:8月7日 松江合同庁舎 参加者予定100名 西部会場:8月9日 浜田教育センター 参加者予定 30名</p> <p>3. 同和問題学習講座</p> <p>9月8日 浜田教育センター 参加者予定30名</p>	<p>・受講者に研修の目標・ねらいを明確に示し、これに基づいた講義・演習・協議を行うことができた。</p> <p>・参加・体験型研修(グループ演習・ペアワーク)を取り入れた。受講者が学びを深めるうえで効果的であった。また、協議の際にミニホワイトボードを使用した。受講者の意見が可視化される。協議の方向性が明確になるなど、協議のねらいに迫るうえで効果的であった。</p> <p>・主任経験のない受講者が多いことから、主任経験が浅い受講者への研修内容を充実する等、受講者の実態に合わせた研修を工夫する必要がある。</p> <p>・今年度、新たな指導資料を発行した。校内での活用の促進も含め、進路保障の取組を充実させるうえで主任の役割がより重要となった。これを踏まえた研修内容を工夫していく必要がある。</p> <p>・指導資料第2集を活用しながら、就学前の「進路保障」の考え方を示したことで、人権・同和教育の基本や進路保障の理念について理解が深まった。</p> <p>・現場での実践に活かせるような内容を工夫した。また、協議による情報交換等を通して、今後の取組についてのヒントを示すことができた。</p> <p>・幼稚園教諭と保育士が情報交換する機会にもなり、受講者の研修の満足度も非常に高い結果となった。</p> <p>・幼稚園・保育所を対象とした研修講座についての整理・体系化(市町村および県健康福祉部等との連携)を進めることが必要。</p> <p>・講義で「同和問題学習」と「進路保障」との関連、「同和問題学習」実践上の考え方を示したのちに演習を行い、理論から実践につながる流れで研修を実施した。</p> <p>・“授業づくり”に焦点を絞ったことで、受講者のニーズと実施者の意図が一致し、受講者の学びを深めることにつながった。</p> <p>・「差別する側」の視点での授業づくりという、新たな視点を提示できた。</p> <p>・受講者間に経験・力量の差がかなりあり、演習の焦点が絞りにくい面もあった。演習の進め方について再検討していきたい。</p>	<p>人権・同和教育主任等研修</p> <p>○隠岐会場:6月 5日 隠岐合同庁舎 受講者 22名 【実践発表】 島根県立石見養護学校 教諭</p> <p>○出雲会場:6月 8日 出雲合同庁舎 受講者 112名 【実践発表】 島根県立飯南高等学校 教諭</p> <p>○益田会場:6月12日 益田合同庁舎 受講者 57名 【実践発表】 江津市立江津東小学校 教諭</p> <p>○松江会場:6月15日 松江合同庁舎 受講者 110名 【実践発表】 安来市立第一中学校 教諭</p> <p>○浜田会場:6月20日 浜田教育センター 受講者 103名 【実践発表】 島根県立石見養護学校 教諭</p> <p>就学前人権・同和教育講座</p> <p>○8月29日(水) 出雲合同庁舎 参加予定100名 【講師】 神戸親和女子大学 発達教育学部 客員教授 新保真紀子 氏</p> <p>3. 同和問題学習講座</p> <p>○9月8日 浜田教育センター 参加者予定 50名 【講師】 京都教育大学 名誉教授 外川正明 氏</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
				4. 新任教職員研修213名 (人権・同和教育) I 東部5月12日、西部5月11日 II 東部9月29日、西部9月28日 5. 教職6年目研修 169名 (人権・同和教育) 東部5月19日、西部5月18日 6. 教職11年目研修 124名 (人権・同和教育) 東部2月9日、西部2月8日 7. 新任講師等研修 松江4月26日(60名)、出雲4月21日(50名)、浜田4月20日(40名)、 益田4月19日(40名)、隠岐5月17日(30名) (人権・同和教育について) 8. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(90名) (人権・同和教育) 9. 管理職研修(新任校長) 5月19日(70名) (人権・同和教育研修) 10. ミドルリーダー研修 8月16日(40名) (人権・同和教育研修)	・受講者の実態を踏まえ、教職員としてのライフステージに即した内容の研修を実施できた。参加体験型の活動を多く取り入れ、主体的な学びを促すよう実施方法を工夫したことにより、それぞれの教育活動を行う上での実践力の向上につながる研修となった。 ・管理職研修と同様に、他課と共通する内容について連携して実施することができれば、さらに充実した内容にすることが期待できる。 ・事例をもとに、進路保障の視点から子ども理解を深める内容とした。講義にあわせてペアワークや演習等を取り入れることで、日々の教育活動につながる研修を実施することができた。 ・年度当初の学校行事等の兼ね合いからこの時期の研修に参加しづらい講師もいる。年度の早い時期に実施することが望ましいが、日程を検討したい。 ・特別支援教育課と共催し、人権・同和教育と特別支援教育について総合的な内容で研修を実施した。それにより、より多角的な視点から受講者の「進路保障」の理解を深めることにつながり、豊かな人権感覚に支えられた管理職としての資質・能力の向上に資することができた。 ・今後も他課と連携する形で実施していきたい。	4. 新任教職員研修212名 (人権・同和教育) I 東部5月11日、西部5月10日 II 東部9月28日、西部9月27日 5. 教職6年目研修 152名 (人権・同和教育) 東部8月10日、西部8月9日 6. 教職11年目研修 112名 (人権・同和教育) 東部2月8日、西部2月7日 7. 新任講師等研修 松江4月24日(60名)、出雲4月20日(50名)、浜田4月18日(40名)、 益田4月17日(40名)、隠岐5月2日(30名) (人権・同和教育について) 8. 管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月25日(90名) (人権・同和教育) 9. 管理職研修(新任校長) 5月17日(70名) (人権・同和教育研修)
	人権同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成 ・私学団体主催による人権・同和教育研修の実施(私幼連:①H29.9.2、22名参加、②H29.12.25、32名参加、中高連:H29.6.27、32名参加、専各連:H29.8.31、35名参加)	今後も、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種学校の教職員の人権教育を継続して推進する必要がある。	H29年度をもって事業廃止	

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
12	③警察職員	警察職員への人権教育の浸透 (県警人材育成課)	各種研修における職務倫理及び人権に配慮した職務執行についての教養の実施	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権、職務倫理等に関する教養の実施 (1)採用時教養(初任科、初任補修科) 人権教養 2回 72人、職務倫理教養 47回 893人、盲学校研修 2回 58人 (2)昇任時教養(警部補、巡査部長) 職務倫理教養 6回 66人、人権教養 2回 22人 (3)昇任時教養(係長) 職務倫理教養 6回 36人、人権教養 2回 12人 (4)5年目研修 職務倫理教養 1回 68人 (5)各種専門教養(各種任用科、専科) 2 警察庁等主催の職務倫理指導者研修等への職員の派遣 (1)警察大学校への職員の派遣(職務倫理教養指導者) 9月25日～9月29日 5日間 1人 (2)中国管区警察学校への職員の派遣(職務倫理教養担当者専科) 12月4日～12月8日 5日間 1人 3 本部、警察署における部外講師による人権、職務倫理に関する教養の実施 職務倫理教養 9回 444人、人権教養 7回 218人	採用時教養、昇任時教養、専科教養等において、人権教養・職務倫理教養を必須科目として組入れ、また、警察庁主催の専科への派遣、各所属における部外講師による教養等を実施し、人権・職務倫理に配慮した意識の醸成と職務執行を実施することができたと考えられる。今後も継続的な取組を行い、適切な職務執行に努める。	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権、職務倫理等に関する教養の実施 2 警察庁等主催の職務倫理指導者研修等への職員の派遣 3 本部、警察署における部外講師による人権・職務倫理に関する教養の実施
13	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透 (病院局)	公務員としての人権尊重意識の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底、プライバシーの保護など患者の人権に配慮した医療の提供のための研修の実施	・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日 75名 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・H29年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月23日 73名 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・ハラスメント研修 8月30日、31日、9月1日、4日、5日、6日、8日 1,163名(職員910名、委託企業職員253名) ・人権・同和問題研修、補助犬研修 2月2日、5日、6日、7日、8日、9日 1,023名(職員778名、委託企業職員245名) ・同和問題研修 12月11日、19日、22日 153名 ・ハラスメント研修 2月20日、21日、23日 146名	今後も、公務員として常に人権尊重の視点に立つとともに、医療従事者として患者の人権に配慮した医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。	・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月9日 98名 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・H30年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月25日 63名 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・人権・同和問題研修(中央病院・こころの医療センター) 9月・2月(予定)
		人権施策の推進 (医療政策課)	医療関係者の人権問題に関する理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、関係団体・養成所等に研修・指導の要請	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼	引き続き、関係団体等に対し、人権意識の高揚を図るため研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼することが必要。	関係団体等に対し、機会のあるごとに依頼

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
14	⑤福祉関係者	民生委員・児童委員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行う。 また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行う。</p> <p>①新任民生委員・児童委員研修 実施時期：平成29年6月・7月 実施場所：3会場（松江、浜田、隠岐） 参加人数：658名 実施内容：地域福祉の推進と民生児童委員活動</p> <p>②中堅民生委員・児童委員研修 実施時期：平成29年11月・12月 実施場所：各2会場（松江、浜田） 参加人数：380名 実施内容：同和問題研修</p> <p>③法定単位民生児童委員協議会会長研修 実施時期：平成29年10月 実施場所：1会場（松江） 参加人数：117名 実施内容：同和問題研修</p>	<p>民生委員の役割・活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解いただくとともに、自らの支援活動の中でどのような配慮が必要かを学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みを行っていく。</p>	<p>民生委員・児童委員研修、法定単位民生委員・児童委員研修において、人権問題に関する講義等を行う。 また、各市町村民協においても全委員を対象に人権問題する研修が実施されるよう県及び県民協から指導・助言を行う。</p> <p>①新任民生委員・児童委員研修 実施時期：平成30年5月 実施場所：年2回（松江、江津） 参加予定人数：700名</p> <p>②中堅民生委員・児童委員研修 実施時期：平成30年5月・8月 実施場所：各2会場（松江、浜田） 参加予定人数：560名</p> <p>③法定単位民生児童委員協議会会長研修 実施時期：平成30年10月、平成31年1月 実施場所：年2回（大田市、出雲市） 参加予定人数：130名</p>
		福祉施設設役職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。 ・人権権利擁護研修(7会場)約278名。</p>	<p>人権問題について学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。</p>	<p>県社協が実施する福祉職員を対象とした研修において、人権問題に関する講義等を行う。 ・人権権利擁護研修(5会場)約250名を予定</p>
		日常生活自立支援事業生活支援員研修 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ 実施時期：9月 実施場所：3会場（東部、西部、隠岐） 参加人数：162名</p>	<p>生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくとともに、様々な人権課題を学んでいただくことができた。 今後も継続した取り組みが必要である。</p>	<p>県社協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員、専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ 実施時期：9～10月 実施場所：2会場（東部、西部） 参加予定人数：150名</p>
		生活保護関係職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	<p>生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象：県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数：32名 時期：5月9日 場所：島根県民会館 講師：島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容：「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」</p>	<p>様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人権意識を向上させることができた。</p>	<p>生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象：県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、査察指導員等) 人数：33名 時期：5月9日 場所：島根県民会館 講師：島根県人権啓発推進センター啓発指導講師 内容：「人権尊重の視点に立った職務遂行のために」</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進						
中項目5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進						
		児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	児童福祉施設における児童処遇及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 ・期日:平成29年10月15日(日) ・場所:峯寺、峯寺遊山荘(雲南市三刀屋町) ・人数:15人(児童10人、職員5人) ・内容:座禅、精進料理体験 2. 合同職員研修事業 児童養護施設等職員の指導技術向上のための研修や意見交換を実施 ・期日:平成29年12月14日(木)~15日 ・場所:松江ニューアーバンホテル(松江市) ・人数:44人 ・内容: 講演①:脳の発達から考える愛着障がい ~チャイルドマルトリートメントとの関連~ 島根大学人間学部福祉社会コース 准教授 和氣 玲氏 講演②:子ども虐待と児童相談所 島根県青少年家庭課 主任 山崎俊行氏	今後とも、児童養護施設等に入所する児童が、楽しみながら交流でき活動を通じて生活のスキルアップを図れる企画を進めるとともに、職員の専門性の向上を図っていく。	1. 施設入所児童ミーティング事業 各施設入所児童の相互交流による意見交換の実施 2. 合同職員研修事業 児童養護施設等の処遇職員の指導技術向上研修や意見交換を実施
15	⑥消防職員	消防職員の人権教育の推進 (消防総務課)	消防職員に対する人権教育の実施	消防学校の初任総合教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:平成29年5月8日(月) 講義内容:人権啓発(ハラスメント)について 受講人数:36名 ②開催日:平成29年6月5日(月) 講義内容:アイサポート研修 受講人数:36名 (2)初級幹部科における人権教育の実施 ①開催日:平成30年3月5日(月) 講義内容:人権同和問題啓発 受講人数:17名	今後も消防学校における講義等に人権教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人権教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人権教育の推進を図っていく。	消防学校の初任総合教育、初級幹部科における人権教育の実施 (1)初任総合教育における人権教育の実施 ①開催日:平成30年6月12日(火) 講義内容:人権啓発について 受講人数:36名 ②開催予定日:平成30年6月20日(水) 講義内容:あいサポート研修 受講人数:36名 (2)初級幹部科、中級幹部科における人権教育の実施 ①開催予定日:平成30年10月18日(木)(初級幹部科) 平成31年3月5日(火)(中級幹部科) 講義内容:人権同和問題啓発 受講予定人数:初級幹部科18名、中級幹部科16名
16	⑦マスメディア関係者	マスメディア関係者への取組み要請 (広聴広報課)	マスメディア関係者へ人権教育の取組みの要請	知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請しているが、平成29年度においては、同意見交換会が実施されなかったため、平成30年3月に島根県報道クラブ加盟各社に対し、人権教育の要請を文書で行った。	今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める	知事・島根報道クラブ意見交換会において人権教育を要請 ・開催日:平成31年2月 ・参加者:報道各支局長級職員

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
17	①男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (環境生活総務課)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 (5回、のべ89名) 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座(2市1町、3回、受講者191名) ・男性のためのフラッシュアップセミナー(1町、3回、のべ42名) ・学生向けライフデザイン支援講座(4か所、4回、受講者694名) 3 男女共同参画に関する相談対応(相談件数36件)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター養成・活動促進事業 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進事業 ・若者に向けた男女共同参画推進啓発事業 3 男女共同参画に関する相談対応
		男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会について理解を深め、実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めると同時に、共通理解を図り、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の見直しを図るように促す。	各学校においては、計画に従い校内研修が実施された。今後も教科会、学年会及び校内研修等において指導の見直しを図り、実践を積み重ねる必要がある。	1. 教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて、生徒が男女共同参画社会について理解を深め、実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高めると同時に、共通理解を図り、性別に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の見直しを図るよう促す。
		人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (再掲)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修の実施	人権・同和教育主任等研修などの機会を利用して、子供を取り巻く人権課題に女性の課題があることを伝えていく。	・受講者は、講義を通して子供を取り巻く人権課題の中に女性の権利に関する問題があることを再認識することができた。	人権・同和教育主任等研修などの機会を利用して、女性の人権に関する現状を認識し、課題解決に向けて引き続き啓発していく。
18	②男女共同参画社会の形成促進	男女共同参画の理解促進事業 (環境生活総務課) (再掲)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等の実施	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 (5回、のべ89名) 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・男女共同参画お届け講座(2市1町、3回、受講者191名) ・男性のためのフラッシュアップセミナー(1町、3回、のべ42名) ・学生向けライフデザイン支援講座(4か所、4回、受講者694名) 3 男女共同参画に関する相談対応 (相談件数36件)	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施することにより、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んでいるが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。 今後も、それぞれの地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター養成・活動促進事業 2 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進事業 ・若者に向けた男女共同参画推進啓発事業 3 男女共同参画に関する相談対応
		女性の参画促進・人材育成事業 (環境生活総務課)	政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するため、人材の育成	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 (5回、のべ89名) 2 女性の公職参加推進事業 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 採択件数 38件、採択額 10,960千円 4 女性活躍推進事業 ・女性の活躍推進セミナー(2市、6回、41名) ・女性リーダー養成研修・ネットワーク交流会(2市、2回、受講者34名) ・女性活躍推進のための男女管理職向けセミナー(1回、受講者29名) ・女性が職場で活躍できる環境整備支援 「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」により企業等の取組みを支援	男女が性別に関わりなく、その個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、政策・方針決定過程における女性の参画推進や地域における女性の人材育成、女性グループの自発的な活動に対する支援を行ってきた。 県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっているが、男女比が50対50であることを考慮すると40%台で十分とは言えない状況である。今後も引き続き、女性の委員の参画促進に向けた働きかけを行っていく必要がある。 また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業従事者に占める女性の割合は低く、女性の働きやすさについては、大部分の人が「働き続けにくい」と認識している。このため、今後も女性が個性と能力を十分に発揮できる、働き続けやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。	1 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター養成・活動促進事業 2 女性の公職参加推進事業 ・審議会等への女性の参画の推進 ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 3 しまね女性ファンドによる女性グループへの支援 4 女性活躍推進事業 ・女性の活躍推進セミナー ・女性リーダー養成研修・ネットワーク交流会 ・管理職交流会 ・女性が職場で活躍できる環境整備支援 「しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金」により企業等の取組みを支援

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
19		雇用環境改善普及啓発事業 (雇用政策課)	労働者、県民、関係団体を対象に仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発	平成29年2月にそれまでの「島根県仕事と生活の調和推進連絡会議」を発展的に解消し「しまね働き方改革推進会議」が設置されたことを受け、平成30年2月「しまね働き方改革フォーラム」を開催した。	「働き方改革フォーラム」の開催を通じて、ワークライフバランスの推進・啓発を図った。更なる普及に向けて、引き続き、関係機関と連携し、普及啓発を図ることが必要。	平成29年2月に設置した「しまね働き方改革推進会議」(事務局:島根労働局)の場を活用するなどしてワークライフバランスの推進を図る。(平成30年度から「しまねいきいき職場づくり推進事業」の一環として実施)
		女性就労ワストップ支援体制整備事業 (雇用政策課)	県内企業で就労をめざす女性の就職相談窓口を設置し、女性の就労に関しワストップの支援体制を整備			女性を対象としたワストップの就職相談窓口を設置し、女性の就労を促進する。 平成30年5月、松江市、浜田市に島根県女性就職相談窓口「レディース仕事センター」を設置。
		中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 (雇用政策課)	従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、事業所等での継続雇用の拡大を図るため、中小・小規模事業者等へ奨励金を支給	平成29年度は支給対象者を拡充(従業員数を事業主単位ではなく「事業所」単位で50人とした)。 制度改正について積極的に広報活動を行い、より多くの事業主等にこの制度を活用いただけるよう努めた。	育児取得3か月以上の支給件数600件を目標としている。 平成29年度は事業開始2年目となり、3か月以上の支給件数は500件となり、実績も増えつつあるが、目標達成までさらなる制度の周知広報が必要である。	平成30年度は育児休業を17か月以上取得した場合の支給額を40万円に拡充した。 制度改正について積極的に広報活動を行い、より多くの事業主等にこの制度を活用いただけるよう努める。
		普及指導体制強化事業(水産課)	女性指導士の活動支援 漁村における女性の主体的活動を促進し、本県水産業の振興と活力ある漁村づくりを図る。	漁村女性指導士の活動支援 ・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導 等	目標とする漁村女性指導士の人数 9人 現状:9人 新規加入がないことと高齢化のため、現状維持をめざす	漁村女性指導士の活動支援 ・地元水産物の魚食普及・食育推進活動の実施 ・水産加工品等の製造技術指導 等
		③DV等女性に対する暴力防止の取組	普及啓発事業 (青少年家庭課)	DV防止のための啓発・広報の実施	1. 一般県民向け対象の講演会等の実施 ・日時 平成29年8月17日 ・テーマ 「知ってる? デートDV～ふたりの関係はお互いが安心できる関係ですか?～」 ・講師 NPO法人レジリエンス副代表理事 西山さつき氏 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 3. 「しまね人権フェスティバル2017」への参画 ・日時 平成29年10月15日 ・場所 安来市 ・内容 パネル展示、リーフレット配布 4. 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に広報・啓発活動を実施 ・警察、市町村及び民間団体等の関係団体と連携し、県内12箇所で一斉街頭啓発活動を実施。 ・県庁に幟旗設置、電光掲示及び関係各課職員によるパープルリボン着用。 5. 中学生・高校生向けデートDV予防教育プログラムの普及 ・教職員向けにデートDV予防教育実践者研修を実施。	DV予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取り組む必要がある。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目1. 女性						
20	④DV等暴力被害女性への支援	DV被害者等の保護及び支援に関する事業 (青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する関係機関連絡会の開催やDV被害者等の保護の実施	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・本庁(18団体)及び7圏域(延199団体)における連絡会の開催	被害者の適切な安全確保や、自立支援のため、更なる関係機関との連携による支援体制の充実が必要である。	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・本庁(18団体)及び7圏域(延199団体)における連絡会の開催
				2. DV被害者等保護事業 ・DV被害者等で保護が必要な者に対し、一時保護を実施し、問題解決に向けて支援を行った。		
				3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施。		3. DV被害者自立支援金貸付事業の実施 ・自立にあたって、当面の生活費用や住宅の借上げ資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援を実施。
				4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援。		4. ステップハウス提供事業の実施 ・直ちに住居の確保が困難なDV被害者等に、一時的な生活の場(ステップハウス)を提供し、早期の自立を支援。
21	⑤相談体制の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センターや各児童相談所における女性相談の実施	1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施する。	女性相談センターや児童相談所の支援能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るための研修を実施 ・性暴力被害者支援センターたんぼぼにおいて、性暴力被害に特化した相談・支援を実施する。
				2. 市町村への働きかけ ・担当者等において、市町村の相談支援体制充実を働きかけ。 (一元的相談支援体制の整備、公営住宅の優先入居)		
		性犯罪被害者等に対する相談体制の充実 (県警捜査第一課)	1. 相談電話(性犯罪110番に対する相談への対応)	引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応した。 ・定期的に性犯罪110番の広報を実施した。	・閉庁日、夜間等、刑事当直員で適切な対応がなされている。	引き続き、閉庁日、夜間等関係なく24時間体制で対応する。
			2. 性犯罪対策に対する教育	・性犯罪発生時、捜査に従事する捜査員に対して、適時教養を実施した。 ・平成29年7月10日・11日、免許センターにおいて、刑法改正について教養した。 ・平成29年9月5日、警察学校において、被害者支援専科生13人に対し、性犯罪被害者の被害者支援要領等を教養した。 ・平成29年9月27日、警察学校において、刑事任用科生18人に対し、性犯罪捜査の基礎知識等を教養した。 ・平成29年11月2日、東部運転免許センターにおいて、性犯罪捜査実務研修会開催 参加人数:性犯罪指定捜査員37人	・本年11月に性犯罪捜査実務研修会開催予定。参加人数52人(男性14人、女性38人) ・DNA採取要領等、実践的な教養が必要と考える。	継続して性犯罪捜査実務研修会を開催するほか、刑事任用科での教養等、女性警察官に限らず、男性警察官も対象とした教養を計画する。
		3. 女性警察官による事情聴取	・当直時等、刑事部の女性警察官に限らず、他課の女性警察官も積極的に対応した。 ・女性警察官のみではなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応するなど組織で取り組んだ。	・女性警察官の増員により、被害者担当者個々の負担はかなり軽減されてきているものの、限られた女性警察官での対応になりがちである。 ・事件性の見極め、擬律判断、被疑者の手配、証拠物件の確保等、迅速的確な対応をする。	・刑事部の女性警察官に限らず、他課の女性警察官も対応できるようにする。 ・女性警察官のみではなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が対応するなど組織で取り組む。	
		4. 性犯罪捜査資機材の整備	・被害者の代替着を各署に配布し、事案発生時に適時使用した。 ・使用分については、適時補充した。	各署から代替着について意見を聴取し、購入時の参考とする。	各署において不足した代替着について、不足分を随時配布し、対応に困ることがないようにする。	

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
		中項目1. 女性				
		関係機関との連携と相談員の対応能力向上 (県警少年女性対策課) (県警広報県民課)	1. DV事案にかかる関係機関との意見交換会の開催による相互支援体制の確立 2. 相談担当者の対応能力を向上させるための教養を実施する。	各圏域においてDV相談窓口関係機関による意見交換会を開催し、警察本部、各警察署と女性相談センター、児童相談所のDV相談窓口担当者が、DV事案における女性の人権侵害について、情報を交換・共有し、相互支援体制を確立した。 1 警察相談員研修の実施(4月21日)警察相談センター及び4警察署計8人 2 巡回業務指導の実施(5月10日から31日)各警察署 3 新任総務課長等会議(4月24日)各警察署新任担当者	意見交換会を始めとする各種事案を通じて情報の共有を図り相互に連携した体制をとった。 今後も支援体制を強固なものにするため、連携強化を図っていく。 相談担当者に対する研修、教養を行うことにより、各担当者の相談対応能力の向上を図ることができた。当該研修・教養は、継続的に実施することとしている。	各圏域においてDV相談窓口関係機関による意見交換会を開催し、警察本部、各警察署と女性相談センター、児童相談所のDV相談窓口担当者が、DV事案における女性の人権侵害について、情報を交換・共有し、相互支援体制の強化を図る。 1 新任警察相談員 教養実施(5月8日)1人 2 新任交番相談員 教養実施(4月10日)4人 3 新任総務課長等会議(5月16日)各警察署新任担当者

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
22	①「子どもの権利条約」などの理解促進	「子どもの権利条約」などの理解促進 (教育指導課)	啓発資料による学習の実施	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用(第2版)は県内全ての小学校3年生に、中・高等学校用を県内全ての中学1年生(第2版)に配布し、併せて活用上の留意点を周知を図り、一層の活用を図った。	人権週間に合わせて人権学習の一環として冊子を活用した事例があるが、これらの事例について研修会などを通して、効果的な活用方法となるよう周知することが望ましい。	「子どもの権利条約」啓発資料の小学生用(第2版)は県内全ての小学校3年生に、中・高等学校用を県内全ての中学1年生(第2版)に配布し、併せて活用上の留意点を周知を図り、一層の活用を図る。
		子どもの権利に関する条約などの理解促進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて条約への理解を深め、人権意識の醸成に努める指導を行うように促す。 2. 全教職員が生徒指導や教科活動に活かせるよう、校内研修の充実を促進する。	1. 各教科・領域の目標が達成されるように工夫した教育活動が行われた。 2. 今後も指導改善を図るための校内研修の工夫が必要である。	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及びホームルーム活動等の特別活動を通じて条約への理解を深め、人権意識の醸成に努める指導を行うように促す。 2. 全教職員が生徒指導や教科活動に活かせるよう、校内研修の充実を促進する。
		人権・同和教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	学校における人権・同和教育の推進に資する教職員研修の実施	管理職研修、人権・同和教育主任等研修、新任教職員研修、教職経験者研修(6年目、11年目)など様々な研修の機会に、子どもたちの行動の背景に目を向けて取り組んでいく、進路保障の取組の理解と推進を図った。	具体的な事例をもとに講義・演習を行い、受講者の進路保障に対する理解を深めることができた。同和問題そのものへの理解をさらに進める必要がある。	「同和問題の現状と解決への取組」の理解を中心に据えて、演習等も取り入れながら、受講者の主体的な姿勢を育成していく。
23	②いじめ問題への取組	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内5カ所において、全ての小、中学校を対象に必修として行った。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に必修として行った。	いじめの認知について、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた正確な認知の共通理解を図ることができた。 グループ協議によって自校のいじめ防止基本方針の点検と見直しを図る機会とすることができた。 スクールソーシャルワーカーのより良い活用の啓発を図ることができた。	県内5カ所において、小、中学校を対象に行う。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。
		「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	平成28年度と同様に、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成29年度実績としてSOSダイヤルと合わせて313件の電話相談を受けた。	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)
		実態調査の実施 (教育指導課)	いじめの実態把握の実施	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握した。 高等学校、特別支援学校においては、年3回はいじめの問題に係る報告の提出。	県内の小、中学校におけるいじめの状況を把握することができた。 高等学校、特別支援学校においては、年3回はいじめの問題に係る報告の提出によりいじめの実態把握を行った。	すべての小、中学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出により実態を把握する。 高等学校、特別支援学校においては、年3回はいじめの問題に係る報告の提出。
		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の非常勤職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小学校、37の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気が広まったりした。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の非常勤職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成30年度は、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
23	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目2. 子ども					
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えた。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることで、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後は、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の諸課題の早期発見・初期対応及び児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」等を通じた未然防止を図るとともに、学校生活への満足度を高めるため、児童・生徒の学校への適応状況を把握するアンケートを実施し、すべての児童生徒が安心して充実した生活を送ることができる学校づくりに活用 いじめ防止を児童生徒が自らの問題として主体的に取り組むという観点から、各学校においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発の実施	アンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの被害を受けている可能性の高い児童生徒を事前に発見し、確実ないじめ対応への基盤とした。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指した。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図った。	小学校3年生から中学校3年及び高等学校1、2年と一部の特別支援学校において年2回の「アンケートQU」を実施し、いじめの未然防止・早期発見の一助とすることができた。また、県立学校においては、活用方法についての研修会を年2回実施し、各学校での有効活用につなげることができた。「アンケートQU」の情報は多く、活用方法は多岐にわたるため、今後も積極的な取組をしていく必要がある。 「しまね子ども絆づくりサミット」を開催し、県内から4校の中学校が参加し、生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を発表し、グループごとに協議しながら「絆づくり」に向けての提言を出すことで、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発が図れた。絆づくりサミットへの参加を増やすことにより、児童生徒による主体的な取組の啓発を今後一層していく必要がある。	アンケートQUを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの被害を受けている可能性の高い児童生徒を事前に発見し、確実ないじめ対応への基盤とする。 また、アンケートQUを活用した組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。 各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子ども絆づくりサミット」を開催することにより、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る啓発を図る。
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能を充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校25校を指定し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校25校を指定し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。
	いじめ等対応アドバイザー配置事業 (教育指導課)	県内の市町村立小中学校及び県立学校において発生したいじめ等の生徒指導上の問題が深刻化し、学校や教育委員会だけでは解決が困難な事態に対して、客観的、専門的な立場から助言を行ういじめ等対応アドバイザー(有識者、弁護士、精神科医、臨床心理士、警察官経験者など)を派遣し、学校等や子ども、保護者を支援	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援した。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣した。年度途中から弁護士の人数を増やし相談しやすい体制とした。	具体的な事案に対する対応も行うなど制度の周知も進んでいる。継続して配置する必要がある。	学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめなどの問題に対して、委嘱した有識者や弁護士等が、客観的・専門的な立場から支援する。 また、いじめの重大事態など、専門的な助言が必要な場合も学校等に派遣し、支援する。	

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
24	③不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	引きこもり等の状態にある児童に対し、宿泊による集団指導、社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	ひきこもり等児童集団指導事業の実施 養育環境の変化や発達障がい児童の増加により、社会性や対人関係スキルの支援が必要な児童が増加。ひきこもりや発達障がい等、対人関係がうまく築けない児童に対して、社会性を学ぶ機会や児童間交流の経験を増やす機会が必要である。 児童相談所の支援の一助として、他機関ではフォローできない児童の居場所となりながら、社会性を伸ばす機会となっている。 2泊3日を計4回(各児童相談所1回ずつを予定していたが、1児相が天候によりデイキャンプとして実施) 参加児童延べ人数 61名	今後も、ひきこもり等の児童の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	2泊3日を計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人数(予定) 120名(1回実人数10名)
		実態調査の実施 (再掲) (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握する。また、年度末調査として文部科学省調査を実施する。
		教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を運営する市町村にしまね市町村総合交付金を措置	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設にかかる運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置した。	平成29年度実績として、通室者数212人中99人の児童生徒が学校復帰を果たしており、学校復帰に向けた居場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を与え、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置・運営)は、現在県内8市2町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、大田市、江津市、益田市、邑南町、隠岐の島町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員を配置	宍道高校には4名、浜田高校定時制・通信制には3名、新規に三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。
		生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課) (再掲)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修の実施	県内5カ所において、全ての小、中学校を対象に必修として行った。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に必修として行った。	いじめの認知について、いじめ防止対策推進法に照らし合わせた正確な認知の共通理解を図ることができた。 グループ協議によって自校のいじめ防止基本方針の点検と見直しを図る機会とすることができた。 スクールソーシャルワーカーのより良い活用の啓発を図ることができた。	県内5カ所において、小、中学校を対象に行う。 東西2カ所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う。
		「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター) (再掲)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	平成28年度と同様に、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つかったりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成29年度実績としてSOSダイヤルと合わせて313件の電話相談を受けた。	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)
		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター) (新規)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月28日) 津和野町(6月23日、11月20日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	H29年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数142件、教職員等との相談30回(延べ)、総相談回数2083回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数149件、教職員等との相談91回(延べ)、総相談回数1480回(延べ) ・出張教育相談 浜田教育センター7件 ・こころ・発達教育相談室内相談 件数62件 総相談回数216回(延べ)	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月27日) 益田市(6月21日、11月22日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
24		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)(再掲)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の非常勤職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小学校、37の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気が広まりました。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー〔県の非常勤職員〕として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成30年度は、スクールカウンセラーを県内全ての公立学校に配置する。
		スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)(再掲)	配置希望の市町に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えた。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に関わることによって、学校での組織的な取り組みは進んでいる。今後は、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人材確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	社会福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任用)を県内全市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内の教育相談的支援体制づくりを行ったりする。また、県立高校2校(宍道、浜田定通)に継続配置するとともに、他の県立学校へも、要請があればスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。
		連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対し、社会参加に向けての連絡調整	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行った。 連絡調整員配置事業→(改)連絡調整員活用事業	中学校卒業生29名、高等学校中退者8名を把握し、述べ518回が学校と、202回が関係機関と、185回が本人・保護者等と連絡調整を行った。 ひきこもり支援センターの設置により連携先は広がったものの、実際にひきこもりになった人を外部機関につなぐことは難しい面がある。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつの連絡調整員により中学校卒業直後あるいは高等学校中途退学直後でひきこもり等が懸念される人に対して、社会参加に向けた連絡調整を行う。
		子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)(再掲)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、小学校における教育相談体制、子育てに対する保護者の悩み相談機能の充実	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校25校を指定し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図った。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行った。	不登校等対応体制充実事業の指定校に子どもと親の相談員を配置することで、校内の不登校対応チームの一員として、効果的に活動することができた。限られた勤務時間の相談員と担任、管理職等との情報交換や支援計画の共通理解等、組織的な校内体制の構築が今後も求められる。	不登校等対応体制充実事業指定校として小学校25校を指定し、管理職、生徒指導主任等とチームによる体制強化を図る。 市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
25	④乳幼児や児童への虐待防止の取組	子どもと家庭相談体制整備事業 (青少年家庭課)	児童及び児童のいる家庭が、身近なところで相談できるとともに、適切で充実した支援が受けられる体制の整備	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 3. 市町村相談体制支援事業 ・市町村職員等専門研修会(児童福祉司任用前、任用後、要保護児童対策地域協議会調整担当者における義務研修)として実施 参加者 前期研修会104名 後期研修会25名 合計129名 ・市町村スキルアップ研修会 参加者 東部会場 44名、西部会場 22名 合計66名 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 (島根県民生児童員協議会に委託して実施) 参加者 東部会場 129名・西部会場 57名 合計 186名 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応につながっている。引き続き県民への意識啓発や、児童相談所・市町村等における児童相談体制の充実を図る。 平成28年の児童福祉法改正により、児童相談所や市町村の専門性がさらに求められる。	1. 児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2. 児童虐待防止対策事業 児童虐待防止対策強化のための広報啓発、研修等を実施 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉司や要保護児童対策地域協議会(市町村)調整機関の担当者に対する研修が義務化された。 法改正により義務化された研修に組み換え、児童相談所・市町村職員等専門研修会を実施 スキルアップ研修については、平成29年度同様に計画予定 4. 主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談支援窓口として児童福祉法第17条に定める職務内容を円滑に果たしていくために、専門性の向上を図ることを目的とする。 平成29年度同様、島根県民生児童員協議会に委託して実施 5. 児童相談所専門スタッフ配置 ・全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託保健師及び嘱託精神科医を配置。 ・相談体制の医療的機能強化のための協力病院による専門医派遣等
26	⑤健全育成に向けての取組	青少年健全育成事業 (青少年家庭課)	青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)や子ども・若者育成支援強調月間等にあわせた啓発活動や有害環境調査の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動への助成	1 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害環境対策の実施 7月及び11月を中心に図書類販売業者や深夜営業施設、携帯電話販売店等への立入調査を実施 2 広報啓発活動の推進 児童福祉週間セレモニーの開催、7月及び11月の強調月間に、安全安心なインターネット利用のための研修等の勧め、フィルタリング普及、トラブル時の相談先の周知等に関する広報活動を実施 チラシ作成配布枚数76,000枚(7月) 3 青少年育成島根県民会議への助成 上記団体の事業を通じて、健全育成機運を醸成 しまニコッ!(スマイル声かけ)県民運動サポーターズ:1,941名(29年度末)	インターネット環境の目まぐるしい発達により、夜型社会・情報社会が更に進展し、青少年がインターネット等に起因する非行・犯罪被害に遭うおそれが高まっており、対象施設への立入調査やフィルタリング等の普及啓発を重点的に取り組む必要がある。また、少子化に伴い、青少年と地域の大人の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の諸事業を通して、地域の子どもは地域で育てる気運の一層の醸成を図る必要がある。	1 「島根県青少年の健全な育成に関する条例」に基づく有害環境の浄化対策を推進し、青少年が被害にあわない環境づくりを行う。 深夜営業施設、携帯電話販売店、図書類販売業者などに立入り調査を行い、実質的な指導を行う。 2 広報啓発活動の推進 児童福祉週間セレモニー、内閣府が主唱する各種月間に広報イベントやポスター配布、講演会や研修会を実施し、フィルタリング適切利用の促進、各種相談債の周知徹底など健全育成に向けた県民の意識高揚を図る。 3 青少年育成島根県民会議への助成 上記団体の事業を通じて、健全育成機運を醸成
27	⑥相談体制の充実	「いじめ相談テレフォン」の活用 (教育指導課) (教育センター)(再掲)	島根県教育委員会に相談を受け付けられる電話窓口を開設し、いじめ等の相談への対応	平成28年度と同様に、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)	相談者が相談する内容について問題の解決方法を見つけたりできるように一緒に考えながら、適切な関係機関への働きかけを行うなど、適切な対応を行った。平成29年度実績としてSOSダイヤルと合わせて313件の電話相談を受けた。	引き続き、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目2. 子ども						
27		教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター) (新規)(再掲)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対応するとともに、教職員へのコンサルテーションの実施	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月28日) 津和野町(6月23日、11月20日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)	H29年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 件数142件、教職員等との相談30回(延べ) ・総相談回数2083回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数149件、教職員等との相談91回(延べ) ・総相談回数1480回(延べ) ・出張教育相談 浜田教育センター7件 ・こころ・発達教育相談室内相談 件数62件 総相談回数216回(延べ)	教育センター所内(来所や電話)相談の実施 島根県教育センター(松江) 火、水、木、金 同 浜田教育センター(浜田) 月、火、水(午後)、木、金 遠隔地での出張教育相談 大田市(6月29日、11月27日) 益田市(6月21日、11月22日) こころ・発達教育相談室での対応 教職員へのコンサルテーション(随時)
		スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)(再掲)	小・中・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能の充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成29年度の配置は、73名のスクールカウンセラーを、96の中学校、117の小中学校、37の高等学校、6の特別支援学校、5の教育事務所に配置した。	スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者が精神的に安定したり、いつでも相談できるという雰囲気広がった。教職員の児童生徒理解も深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図るとともに、資質向上と人材確保について充実させていく必要がある。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー[県の非常勤職員]として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。 平成30年度の配置は、県内全ての公立学校に配置する。
		いじめ対策等生徒指導推進事業 (教育指導課)(再掲)	いじめや不登校等の課題を抱える児童生徒の学校復帰や自立に向け、支援員、指導員、教育相談員の配置	宍道高校には4名、浜田高校定時制・通信制には3名、新規に三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わった。	宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に教育相談員を配置することにより、それぞれの学校において配慮を必要とされる生徒に対しきめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担った。	宍道高校には引き続き4名、浜田高校定時制・通信制には2名、三刀屋高校掛合分校に1名の教育相談員を配置し、中学時代不登校であった生徒や、他校を退学した生徒等と様々な場面において関わりを持ち、教員以外の立場から生徒を見守り、いつでも相談に応じることができるよう支援に携わる。
		少年相談 (県警少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーヤングメール)への対応	1 少年相談活動の推進 引き続き、警察本部設置のヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番(受付時間、月～金、8:30～17:15。夜間・土日・祝日・年末年始は当直員が対応)、みこびーヤングメール、各警察署に設置されている少年相談窓口において、少年やその保護者からの相談に応じ、助言・指導等を行った。 2 少年相談窓口の周知 各種広報媒体等への掲載や非行防止教室等の機会を効果的に活用して、少年に対して上記窓口や電話番号等の周知を図った。	相談を受理したときは、相談者の立場に立って懇切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。 「しまね子ども・若者支援マップ」(青少年家庭課作成)「思春期の情報ネット」(県央保健所作成等)に少年相談窓口を掲載し相談窓口の周知を図る。	1 少年相談活動の推進 引き続き、警察本部設置のヤングテレホン/けいさつ・いじめ110番(受付時間、月～金、8:30～17:15。夜間・土日・祝日・年末年始は当直員が対応)、みこびーヤングメール、各警察署に設置されている少年相談窓口において、少年やその保護者からの相談に応じ、助言・指導等を行う。 2 少年相談窓口の周知 今後とも、各種広報媒体等への掲載や非行防止教室等の機会を効果的に活用して、少年に対して上記窓口や電話番号等の周知を図っていく。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目3. 高齢者						
28	①福祉教育、啓発活動の推進	ふるさと教育推進に関する支援 (教育指導課) (社会教育課)	児童生徒の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きようとする心情を高めるための指導・助言	1. 各学校への訪問指導の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力	・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を育てために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。	1. 各学校への訪問指導の際に、機会を捉えて指導・助言 2. 島根県社会福祉協議会との連携・協力
		生涯現役社会づくり推進事業 (高齢者福祉課)	1. 啓発広報 老人の日・老人週間(9/15～21)を中心として、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう啓発の促進 2. 長寿者の顕彰老人の日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に対し知事から表彰状等を贈呈	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう広報、表彰等により啓発を促進する。 「生涯現役証」の周知をより一層すすめて、年間600人以上の新規交付を図る。	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発 3. 老人週間における、県立8施設の高齢者への無料開放の実施 4. 100歳以上の現役意識を持ち続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰 5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付
		認知症サポーター養成事業 (高齢者福祉課)	認知症になっても安心して暮らせる地域をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人(サポーター)の育成	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数: 7,465名	・認知症サポーターは着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村と協力して養成を行っていく。	認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数: 5,000名
29	②就労対策の推進	高齢者雇用対策事業 (雇用政策課)	高齢者に対する就労機会確保のためシルバー人材センター事業の推進に対し支援するほか、職を求める中高齢者に対する就職相談窓口を設置し、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介、就職後のフォローを実施し、中高年齢者の就業を促進	シルバー人材センター連合会の事業を支援するための補助金を交付。シルバー人材センター事業の普及啓発、就業機会の拡大等を支援 松江市、浜田市に中高年齢者に対する就職相談窓口を設置。 ・再就職セミナー(履歴者作成指導、面接指導等)の実施(年4回、56人参加) ・求人数821人、新規求職者数362人、就職者数243人。	シルバー人材センター未設置市町村の解消を図る。また、美郷町、邑南町、隠岐の島町において、労働者派遣事業を実施するため、シルバー人材センター連合会の人員体制を強化する。 就職相談窓口への求人数が目標を大幅に上回って増加。これに対し求職者数が前年度に比べ減少しており、求職者の拡大が課題。	シルバー人材センター連合会への支援を引き続き実施。また、当センターが実施する労働者派遣事業の事業エリア拡大を支援する。 マスメディアによる広報や、県内ハローワークなどの関係機関と連携して中高年齢者に対する就職相談窓口を周知することにより、求職者数を拡大し、中高年齢者の就労を促進する。
			介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 5回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 3回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	・認知症ケアの充実を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。
30	③高齢者の尊厳を支えるケアの推進	介護従事者向け認知症研修事業 (高齢者福祉課)	介護に携わる職員等を対象に、認知症高齢者介護に関する専門的な知識及び技術を習得するための実践的研修を実施することで介護サービスの質の向上	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 5回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 3回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催	・認知症ケアの充実を図るため、引き続き、専門的な知識・技術の習得に向けた研修を行っていく。	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 ・基礎研修 4回開催 ・開設者研修 2回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催 2. 権利擁護推進員養成研修 2回開催

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目3. 高齢者						
30		地域包括支援センター運営支援事業(高齢者福祉課)	各保険者が設置する地域包括支援センターの運営支援を行い、地域支援事業・新予防給付の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター職員を対象にした研修の開催(年1回) 地域包括支援センター連絡会での情報提供(年2回) 地域包括支援センターの住民向け周知(パンフレット作成、ホームページ紹介) 	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの相談体制の充実を図っていく。	地域包括支援センター職員への研修 地域包括支援センター連絡会での情報提供 地域包括支援センターの住民向け周知
		④新たな共助の仕組みづくりの推進	高齢者大学校運営事業(高齢者福祉課)	鳥根県高齢者大学校の運営、高齢者に継続的かつ計画的な学習の場を提供するため、原則満60歳以上の学生を募集	東部校(松江市)及び西部校(浜田市) 定員:東部校100名、西部校80名程度新規募集 修業期間:2年間 講座:総合講座、専門講座(社会文化科、園芸科、陶芸科、健康福祉科) この中で地域活動に関する学習に取り組んだ。	カリキュラムの改編等により、引き続き地域社会の担い手としての人材育成を目指した学習の場の提供の充実を努める。
31		市町村老人クラブ連合会助成事業外(高齢者福祉課)	市町村老人クラブ連合会が行う社会参加や健康づくり等の各活動への支援、鳥根県老人クラブ連合会における活動推進員の活動や健康づくり支援事業への取り組みへの支援	<ol style="list-style-type: none"> 市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 鳥根県老人クラブ連合会への事業支援 	クラブ数・会員数とも減少傾向にある老人クラブの活動のより一層の活性化を図るため、引き続き事業支援や県の広報媒体による広報等による支援を実施する。	<ol style="list-style-type: none"> 市町村老人クラブ連合会の行う次の取り組みへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ①活動促進 ②健康づくり・介護予防支援事業 ③地域支え合い事業 ④若手高齢者組織化・活動支援事業 鳥根県老人クラブ連合会への事業支援
		⑤権利擁護の推進	日常生活自立支援事業(地域福祉課)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等の実施 ・実施主体 県社協(窓口業務等は、市町村社協) ・援助の内容 福祉サービスの利用援助 日常的な金銭管理サービス 書類等預かりサービス 定期的訪問による状態把握	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた。利用件数は伸びており、今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。
32		法人後見受任体制の整備(地域福祉課)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施 ・実施主体 県社協(受任は、市町村社協) ・後見業務の内容 身上監護、財産管理等	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
	大項目Ⅱ各人権課題に対する取組					
	中項目4. 障がいのある人					
33	①「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発	県地域生活支援事業(障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進する事業を実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進する事業を実施
		障がいを理由とする差別解消推進事業(障がい福祉課)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセージャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセージャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・島根県障がい者差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセージャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセージャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ・あいサポート運動の理解を広げるための動画を作成 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・指定管理者制度導入施設においても合理的配慮の提供の取組が進められるよう働きかけを行う
34	②障がいのある人の理解を深めるための福祉教	人権・同和教育研修講座(教育指導課)(教育センター)(再掲)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	新任教職員研修(特別支援教育) I 特別支援学校勤務 5月11日 II その他の校種勤務 9月29日	・新任教職員研修、教職経験6年目研修、同11年目研修の受講者を対象に、経験年数に応じて特別支援教育の推進について講義や協議を行い、特別支援教育について理解を深めるとともに特別支援教育を推進する意欲を高めることができた。	新任教職員研修(特別支援教育) I 特別支援学校勤務 5月10日、9月27日 II その他の校種勤務 9月28日
				教職6年目研修(特別支援教育) 東部5月19日、西部5月18日		教職6年目研修(特別支援教育) 東部5月18日、西部5月17日
				教職11年目研修(特別支援教育) 8月24日または25日		教職11年目研修(特別支援教育) 東部8月3日、西部8月2日
				新任講師等研修 松江4月26日(60名)、出雲4月21日(50名)、浜田4月20日(40名)、益田4月19日(40名)、隠岐5月17日(30名)(特別支援教育について)	・初めて県内の公立学校で講師として勤務する者を対象に、特別支援教育の推進について講義を行い、特別支援教育について理解を深めることができた。	新任講師等研修 松江4月24日(60名)、出雲4月20日(50名)、浜田4月18日(40名)、益田4月17日(40名)、隠岐5月2日(30名)(特別支援教育について)
				管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月26日(84名)(特別支援教育)	・新任の副校長、教頭を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、管理職としての資質能力を高めることができた。	管理職研修(新任副校長・新任教頭) 5月25日(90名)(特別支援教育)
管理職研修(新任校長) 5月19日(55名)(特別支援教育)	・新任の校長を対象に特別支援教育の推進について講義、演習、協議を行い、学校経営責任者としての資質能力を高めることができた。	管理職研修(新任校長) 5月17日(70名)(特別支援教育)				

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
		大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組				
		中項目4. 障がいのある人				
				ミドルリーダー研修 8月17日(31名) (特別支援教育)	・京都府総合教育センター人材育成支援室アドバイザー 後野文雄氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中心的役割を担うための力量を高めることができた。	ミドルリーダー育成研修(名称変更) 8月8日(40名) (特別支援教育)
		特別支援教育研修講座(教育指導課)(教育センター)(新規)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修講座の実施	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・児童理解と支援講座(80名)10月25日 ・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座(80名)8月16日 ・特別支援学級担任3年目研修(30)西部7月26日 東部8月1日	・特別支援教育の推進に向けた研修の実施することで、障がいのある児童生徒への支援の在り方について理解を深めるとともに、実践のためのスキルを高めることができた。	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・児童理解と支援講座(80名)10月26日 ・特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座(30名)6月7日 ・特別支援学級担任3年目研修(30名)西部7月27日 東部7月25日
	③障がいのある人の地域での自立生活の支援	県地域生活支援事業(障がい福祉課)(再掲)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がいの地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業の実施	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がいの者の社会参加を推進する事業を実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業・障がい者アート推進事業等を委託し、障がいの者の社会参加を推進する事業を実施
		障がいの者の雇用促進・安定事業(雇用政策課)	障害者雇用支援月間(9月)にあわせた広報啓発の実施及び、障がいの者の一般就労を促進するため、障がいの者雇用促進啓発の実施	1.「障害者雇用支援月間」における広報 ・県政ラジオ、県政広報番組「情報カフェしまね」での放送 ・県庁屋外電光掲示板に掲示 2.障がいの者雇用促進に係る広報資料作成と関係機関と連携したフォーラムの開催	1、2とも成功裡に終えることができた。	障がいの者雇用促進フォーラム(出雲、浜田、雲南、隠岐)の開催 障がいの者雇用促進に係る広報資料作成 「障害者雇用支援月間」における広報
35			障がいの者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 82名の受講。 <高等技術校施設内訓練> ・介護サービス科 7名 ・総合実務科 9名 <民間への委託による訓練> ・パソコン等 66名	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	高等技術校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 計画91名。 <高等技術校施設内訓練> ・介護サービス科 4名 ・総合実務科 10名 <民間への委託による訓練> ・パソコン等 77名
		特別支援教育就学奨励事業(特別支援教育課)	特別支援学校に通学する幼児、児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給	特別支援学校の児童生徒等946人に支給した	支給対象者について、適切に支給することができた。	特別支援学校の児童生徒等に支給する
		市町村地域生活支援事業(障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援、地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目4. 障がいのある人						
36		障がい者スポーツ振興事業 (障がい福祉課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催。全国大会、中四国ブロック予選会への選手派遣及び選手強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会 10/28～30 第17回全国障害者スポーツ大会(愛媛県) ・中四国ブロック予選会 5/27～28(愛媛県) ・県大会 5/14 陸上 5/27 ボウリング・水泳 6/3 アーチェリー 6/4 フライングディスク 6/11 卓球 8/19 ソフトバレーボール 9/30 グラウンド・ゴルフ、ソフトボール 11/25 バドミントン、ポッチャ 	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・第18回全国障害者スポーツ大会 10/13～15(福井県) ・第18回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 5/5～6(山口県) ソフトボール 5/27～28(鳥取県) バスケットボール 6/9～10(広島県・山口県・高知県) サッカー・フットベースボール・バレーボール ・第19回島根県障がい者スポーツ大会 5/13 陸上 5/19 フライングディスク 6/3 卓球 6/9 ボウリング・水泳・アーチェリー 9/15 グラウンドゴルフ・ソフトボール 10/27 ソフトバレーボール 11/18 バドミントン・ポッチャ
	④権利擁護の推進	障がいを理由とする差別解消推進事業 (障がい福祉課)(再掲)	障がいの特性や必要な配慮等に関する普及啓発活動(あいサポート運動)に取り組むとともに、差別的事案への対応のための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセージャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセージャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・島根県障がい者差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 	着実に実施されており、今後も引き続き実施していく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいサポート運動 ・あいサポーター研修の講師となるあいサポートメッセージャーを養成する研修を実施 ・あいサポートメッセージャーによるあいサポーター研修の実施 ・「あいサポート企業・団体」の認定 ・新聞、ラジオなどメディアによる広報活動や、障害者週間に合わせた街頭啓発活動を実施 ○あいサポート運動の理解を広げるための動画を作成 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだテレビ電話を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において相談事案の共有を図り、相談への対応力を強化 ・指定管理者制度導入施設においても合理的配慮の提供の取組が進められるよう働きかけを行う
		日常生活自立支援事業 (地域福祉課)(再掲)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努めた。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談・支援体制を構築することができた、利用件数は伸びており、今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行う体制を継続し、支援サービスの円滑な実施に努める。
		法人後見受任体制の整備 (地域福祉課)(再掲)	市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言等の実施	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができた。今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	引き続き、市町村社協が法人後見を受任するために必要な技術的助言を行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
37	①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進	人権・同和教育地域推進ネットワーク事業連絡協議会(人権同和教育課)	地域の実態に即した人権・同和問題の解決方策について、地域ぐるみで協議	県内5教育事務所ごとに開催 ○松江:12月22日(水)松江合庁 ○出雲:12月18日(月)出雲合庁 ○浜田:1月18日(木)浜田合庁 ○益田:12月5日(火)益田市人権センター ○隠岐:11月14日(火)隠岐合庁	各教育事務所の実態に応じた取組ができ、ネットワークづくりに役立った。各市町村庁内のネットワーク(連携)、同一市町村内のネットワークづくりに取り組んだ協議会もあり、実効的なネットワークが見られるところもある。継続的な取組となるための意識化を図っていく必要があり平成30年度より「人権・同和教育地域活性化事業」としてスタートする。	平成29年度をもって事業を見直し、平成30年度より「人権・同和教育地域活性化事業」としてスタートさせる。
		人権・同和問題を考える県民のつどい(人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権・同和問題の解決のための講演会	・期日:10月15日(日) ・場所:安来市総合文化ホールアルテピア(安来市) ・内容:講演(ハンセン病問題)、人権・同和教育啓発展	「しまね人権フェスティバル」と同時開催したことにより、多様な催し物への参加が可能となり研修・啓発が深まった。市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め参加を促す働きかけを改めて行う必要がある。	・期日:10月21日(日) ・場所:江津市総合市民センター ミルキーウェイホール(江津市) ・内容:講演(障害のある人 命の尊さ)、人権・同和教育啓発展
		人権・同和教育研究促進事業(人権同和教育課)	地域の実態に即した人権・同和問題の推進を図るため、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	松江ブロック…9月29日・安来市総合文化ホール(安来市) 出雲ブロック…11月1日・うらら館(出雲市) 浜田ブロック…11月6日・邑悠ふるさと会館(川本町) 益田ブロック…8月18日・益田市人権センター・益田市総合福祉センター 隠岐ブロック…10月23日・知夫村立知夫小中学校 内容:各会場とも講演と分散会	ブロック別の実態・課題を踏まえた上で講師を選定したり、研修方法を工夫したりすることにより、各地域の多くの人権・同和教育推進者の学びを深めることができた。委託事業として、今後も引き続き、島根県同和教育推進協議会連合会との連絡を密にし、趣旨に沿った内容の実施と参加を促していく必要がある。	平成30年度も5ブロックで開催予定 松江ブロック…安来市 出雲ブロック…出雲市 浜田ブロック…川本町 益田ブロック…益田市 隠岐ブロック…知夫村 内容:講演と分散会(隠岐ブロックは講演のみ)
		人権教育指導資料作成事業(人権同和教育課)	学校教育、社会教育における人権教育の推進のための人権教育の基礎資料を作成	保護者啓発リーフレット「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を県内の小学校6年生の保護者全員に渡すよう、人権・同和教育主任等研修において児童数分を小学校の人権・同和教育主任に配布した。	保護者啓発リーフレット「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を活用して保護者研修を実施した小学校は全体の37%であり(本課調査)、次年度以降も継続して配布し活用を促していく。	保護者啓発リーフレット「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を県内の小学校6年生の保護者全員に渡すよう、人権・同和教育主任等研修において児童数分を小学校の人権・同和教育主任に配布する。
		差別意識の解消に向けた教育の推進(教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	1. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め、共通理解に基づいて、ホームルーム活動や教科指導を中心として、同和問題や人権に関する学習を深めるように促す。また機会を捉えて適切な指導を行うように呼びかける。 2. 教育センターによる学校訪問においては、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まるよう助言する。	校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。	1. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め、共通理解に基づいて、ホームルーム活動や教科指導を中心として、同和問題や人権に関する学習を深めるように促す。また機会を捉えて適切な指導を行うように呼びかける。 2. 教育センターによる学校訪問においては、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導をはじめ教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まるよう助言する。
		社会人権・同和教育指導者養成事業(人権同和対策課)(再掲)	各地域及び各種団体の指導者養成	1. 社会人権・同和教育基礎講座 ＜東部＞5/26・6/8・6/16(全3日間)・松江合同庁舎・33名 ＜西部＞5/19・5/31・6/13(全3日間)・浜田合同庁舎・31名 2. 社会人権・同和教育指導者専門講座 6/30・7/12・7/24・8/3(全4日間)・大田まちづくりセンター及び福原会館・22名 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/23・24・9/12・13(全4日間)・隠岐合同庁舎・8名 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/19・10/12・11/1・11/30(全4日間)・大田まちづくりセンター・9名	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えてきている。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まってきている。また、従来の隠岐地域の指導者養成研修と公民館研修を統合し隠岐講座を新設し、内容の充実と参加促進につながっている。 3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となった。	1. 社会人権・同和教育啓発基礎講座 5/21 5/29 6/1 6/6 6/11 6/20 開催回数3回×2会場(益田市 出雲市) 参加見込み数60名 2. 社会人権・同和教育啓発専門講座 6/29 7/11 7/26 8/7 開催回数4回 参加見込み数30名(浜田市) 社会人権・同和教育啓発隠岐講座 8/22 8/23 9/18 9/19 開催回数4回 参加見込み数10名(西ノ島町) 3. 人権・同和教育地域中核指導者養成講座 9/27 10/23 11/9 12/3 開催回数4回 参加見込み数10名(大田市)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
				<p>4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 2/2・あすてらす・16名</p> <p>5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 松江:8/31・松江合庁・37名 出雲:9/6・出雲合庁・26名 大田:12/12・大田市民センター・27名 浜田:12/6・浜田合庁・27名 益田:9/28・益田市人権センター・45名 計5会場</p> <p>6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/27・松江合庁・77名</p> <p>7. 同和問題青年団体研修 12/9・あすてらす・24名</p>	<p>4. 中核指導者養成講座修了者の推進者としての実践について情報交換をしたり、学び直しをしたりする機会となっている。参加者が固定化する傾向にある。</p> <p>5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が厳しい市町もあり、市町とより連携した取組が必要である。</p> <p>6. 実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。しかしながら、事務局を担当することが厳しい団体もあり、運営方法を検討していく必要がある。</p> <p>7. 参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前向きで、効果的な研修となっている。</p>	<p>4. 人権・同和教育地域中核指導者連絡協議会 1月下旬 開催回数1回 参加見込み数20名 (出雲市)</p> <p>5. 公民館等人権・同和教育関係者研修 9/6 10/3 10/31 11/15 12/10 県内5会場 参加見込み数170名 (松江市 出雲市 浜田市 大田市 益田市)</p> <p>6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8/26 参加団体数8団体 参加見込み数90名 (浜田市)</p> <p>7. 同和問題青年団体研修 参加団体数6団体 参加見込み数30名</p>
38	②就労問題への取組	<p>学卒者等の職業訓練事業 (雇用政策課)</p> <p>離職者等の職業訓練事業 (雇用政策課)</p>	<p>若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。</p> <p>新たな職業に必要な技能・知識等を習得するための職業訓練を実施し、離職者等の円滑な再就職を支援する。</p>	<p>県立高等技術校において公共職業訓練を実施 ・東部高等技術校 7コース 85名 ・西部高等技術校 2コース 9名</p> <p>県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 ・東部高等技術校 H29開始 25コース 363名 ・西部高等技術校 H29開始 11コース 160名</p>	<p>今後も若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にすることにより雇用の安定を図る。</p> <p>離職者訓練の実施により多くの方の就職に繋がった。 引き続き離職者の就職促進に繋がる離職者訓練を実施していく。 就職者数 H27卒業者:436人 H28卒業者:393人</p>	<p>県立高等技術校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 定員135名 西部高等技術校 2コース 定員 20名</p> <p>県立高等技術校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 33コース 458名 西部高等技術校 11コース 160名</p>
39	③進路保障・就学援助への取組	<p>進路保障に係る推進会議 (人権同和教育課)</p> <p>島根県進路保障推進協議会 (人権同和教育課)</p> <p>進路保障に係る市町村訪問 (人権同和教育課)</p> <p>進路保障推進事業(体験活動・交流活動) (人権同和教育課)</p>	<p>同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒に対する進路保障の取組を進めるために、協議や情報交換の実施</p>	<p>・対象:各教育事務所人権・同和教育担当者 人権・同和教育専任教員、人権・同和教育指導員 ○4月 6日(木)会場:県庁講堂 ○2月23日(金)会場:県教育庁</p> <p>・対象:市町村人権・同和教育担当者等 ○4月28日(金)会場:あすてらす ○6月23日(金)会場:隠岐教育事務所</p> <p>すべての市町村を訪問し、人権・同和教育担当者との連絡調整会議を開催する。</p> <p>市町村教育委員会と連携しながら教育事務所ごとに実施する。</p>	<p>進路保障についての理解を深めるとともに、連携を図るための具体的な情報を提供することができた。 また、市町村担当者を対象とし実施している島根県進路保障推進協議会では、人権教育指導資料第2集「しまねがめざす人権教育」で示した人権教育の在り方についての講義、実践発表および協議を通じて、市町村教育委員会との連携を深めることができた。 今後も、各学校の進路保障の充実を図るため、行政機関間の連携や各市町村教育委員会内での学校教育・社会教育の連携推進を支援していく必要がある。</p>	<p>・対象:各教育事務所人権・同和教育担当者 人権・同和教育専任教員、人権・同和教育指導員 ○4月 5日(木)会場:県教育庁 ○2月22日(金)会場:県教育庁</p> <p>・対象:市町村人権・同和教育担当者等 ○4月27日(金)会場:あすてらす ○6月 5日(火)会場:隠岐教育事務所</p> <p>すべての市町村を訪問し、人権・同和教育担当者との連絡調整会議を開催する。</p> <p>市町村教育委員会と連携しながら教育事務所ごとに実施する。</p>

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
40	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金(厚生労働省)(人権同和対策課)	生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、市町村が設置する共同施設の整備に要する費用の一部を補助し、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。	事業実施(国採択)箇所なし	今後もニーズの高い地域において事業の実施を図る。	地区道路整備事業 1件 / 国庫補助申請額 15,595千円
41	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業(産業振興課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(連続講座)について、公募・提案協議により委託先を選定し開催する。	1. 実施団体(委託先): (東部地域:松江会場)鳥根県商工会連合会 (西部地域:浜田会場)株式会社Woman's 2. 開催日時 松江会場:9月12日(火)~11月25日(土)(全9回) 浜田会場:10月6日(金)~2月4日(日)(全12回) 3. 会場 鳥根県商工会館、サンマリン浜田、鳥根県信用保証協会ほか 4. 講師 ひろしまネクストパートナーズ 吉田英憲氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングの基礎知識」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 1万円	平成29年度、第18期起業家スクールは58名(松江会場35名、浜田会場23名)が受講し、29名(松江会場10名、浜田会場19名)が修了。事業計画作成、プレゼンテーション等、起業・創業に向けてのスキルの習得とともに、ネットワークを構築できる場を受講生に提供した。 今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実にも努めたい。	「しまね起業家スクール実行委員会」(構成団体:鳥根県商工会連合会、鳥根県商工会議所連合会、鳥根県信用保証協会、公益財団法人しまね産業振興財団、鳥根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施 1. 運営団体(委託先) 松江会場:NPO法人Gassho・祭プラス、しまね産業振興財団 浜田会場:株式会社Woman's、しまね産業振興財団 2. 開催日時 松江会場:6月9日(土)~10月27日(土)(全13回) 浜田会場:6月19日(火)~10月30日(火)(全13回) 3. 会場 テクノパークしまね、石中央文化ホール 4. 講師 株式会社三十八花堂 保田厚子氏など 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会」など 6. 受講料 マインドアップ編2千円、ブラッシュアップ編8千円、両方受講8千円
	中小企業等経営革新支援(中小企業課)	経営革新計画の策定にあたっての相談、計画の承認、承認後に各種の支援策の紹介を通じて経営革新の支援の実施 中小企業者等が、商工会議所、商工会等の助言・支援を受けて、当該企業独自の経営革新計画を策定し、県がその計画を承認 承認後、当該企業は低利融資等の支援策を受けながら、上記計画を実行 承認から1~2年以内に、県は、当該企業の状況調査を行い、計画の実効性が高まるよう助言等を実施 また適宜、他の支援機関と連携しながら、企業の相談に応じ、企業の経営力の向上に資するよう助言・支援	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時 ・実績 経営革新計画承認件数 48件	平成29年度の承認件数は、前年度の93件から減少し48件であったが、年間の目標件数である50件に近く承認され、過去5年間では2番目に多い承認件数であった。 今後とも継続して新たな案件の掘り起こしを行っていく必要がある。	・対象者 経営革新(新商品や新役務の開発等、商品の新たな生産等の方式の導入)に取組もうとする中小企業者等。 ・計画承認申請の受付期間 随時	
	事業継続力強化アドバイザー派遣事業(中小企業課)(土木総務課)	経営力の強化や事業承継などについて、経営に関する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣	1. 実施機関 商工会議所、商工会、商工会連合会 2. 派遣実績 派遣先企業数286件(延べ派遣数1012回) (うち建設業対策分 32件(延べ派遣数96回))	各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的かつ計画的な経営改善への取組みを支援することができた。 建設業の異分野進出や経営改善等に貢献した。 近年、事業者が抱える課題も多様化してきており、事業の成長発展への支援のみならず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支援を図っていく。	実施期間 商工会議所、商工会、商工会連合会 異分野進出や経営改善及び事業承継に係る取組について支援を行う。	
41						

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
		担い手育成緊急地域対策事業 (農産園芸課)	経営の零細な農家が多く占める地域(担い手育成緊急地域)の活性化を図るため、経営構造コンダクターを配置する(委嘱)とともに、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 48日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 1カ所	平成22年度から県単事業「地域農業経営確立支援事業」に組み替えて継続実施。 栽培作物を組み合わせることにより、冬期の労力も活用した実証に取り組み、経営の安定を図っている。今後は経営規模や販路の拡大も検討しながら、さらに経営の安定を図る取り組みを行う必要がある。	1. 経営構造コンダクターの委嘱 コンダクターの委嘱 1人 活動日数 114日/年 経費負担 コンダクターの person 費及び活動経費を負担 2. 実証圃の設置 1カ所
		新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 (農産園芸課)	「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」における戦略的行動計画(=戦略プラン)に基づき、地域が主体となつて行う多様な取り組みの支援 1. 事業対象 ①農林水産戦略プラン推進対策 ②農業・農村戦略プラン推進対策 ③森林・林業戦略プラン推進対策 ④水産戦略プラン推進対策 2. 実施主体 農林漁業者の組織する団体、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、NPO法人、その他知事が認める団体他 3. 補助率 ソフト 1/2以内・定額 ハード 1/3以内・定額	平成28年3月に策定された「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プラン(期間:28~31年度)に基づく、新規プロジェクトの推進に寄与する各地の取り組みを補助事業により支援を行う。 1. H29年度決算額 169,400千円 2. 事業実施主体数 約130主体(延べ数)	農林水産戦略プラン推進対策においては、各県域から提案のあった地域プロジェクトについて、効率的かつ適正な執行と公正で透明な事業運営の確保並びに事業効果に関する意見を聞くため、評価委員による事業評価を行っている。また、平成28年度からは、地域プロジェクトの進行管理との一体的執行や事務の迅速化・効率化を図るため、事業採択・補助金交付決定などの権限を隠岐支庁及び農林振興センターへ移譲した。 新がんばる事業全般としても、今後も一層の事業効果が得られるよう、関係機関との連携を深めながら事業を進めていく必要がある。	平成28年3月に策定された「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の第3期戦略プラン(期間:28~31年度)に基づく、新規プロジェクトの推進に寄与する各地の取り組みを補助事業により支援を行う。 1. H30年度予算額 224,500千円 2. 事業実施主体数 約130主体(延べ数)

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目5. 同和問題						
42	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和対策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されていない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助	1. 隣保館への運営費補助 対象:7市町 10隣保館 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象:10市町(隣保館を設置する4市町を含む)	運営費補助により、市町村が隣保館等で行う隣保事業の円滑な運営や事業の充実等に大きく寄与した。	1. 隣保館への運営費補助 対象:6市町 7隣保館 ※H30年度より松江市の中核市移行に伴って減 2. 隣保館以外での隣保事業への補助 対象:10市町(隣保館を設置する4市町を含む)
43	⑦えせ同和行為の排除	えせ同和行為対策事業 (県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の排除に関する広報・相談活動の実施	1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。 ・えせ同和行為対策関係機関連絡会(平成30年2月13日)に出席し、関係機関と情報交換を実施した。	連絡会等において関係機関との情報交換を実施し、特に行政機関を対象とする各種講習会等において、アンケート調査結果及びえせ同和行為被害の類型を説明し、不当要求行為等への対応要領の指導を行うことで、えせ同和行為への対策を図った。 今後も引き続き、関係機関と緊密に連携して有益な情報交換を行い、講習会等の開催を推進して、えせ同和行為の認知度を高め、対応要領を向上させることで被害防止に努める。	1 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り
				2 懇切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和関係の相談及び事件認知なし 3 被害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化 ・不当要求防止に関する講習会等 46回実施、1,510人が受講		
		えせ同和行為の排除 (人権同和対策課)	えせ同和行為排除についての協力依頼	1. 庁内各課・地方機関への協力依頼 2. 市町村等への情報提供 リーフレット等の配布により実施 3. えせ同和対策関係機関連絡会への参加	本課へのえせ同和行為報告件数はH28年度は5件であったが、H29年度は0件であった。県・市町村においてはえせ同和行為に対し適切に対処しているところではあるが、今後も引き続き啓発を継続していく。	1. 庁内各課・地方機関への協力依頼 2. 市町村等への情報提供 リーフレット等の配布により実施 3. えせ同和対策関係機関連絡会への参加

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
44	大項目Ⅱ各人権課題に対する取組 中項目6. 外国人	①外国人住民への理解啓発の推進	しまね多文化共生推進事業(文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本語教室の運営支援 外 (下記②多文化共生社会づくりの推進、④外国人のための相談体制の充実に記載)	1. しまね人権フェスティバル等イベントへの出展、広報 2. 日本語教室の運営支援 外 (下記②多文化共生社会づくりの推進、④外国人のための相談体制の充実に記載)
		差別解消に向けた教育・啓発の推進(教育指導課)	研修及び平素の教育活動のなかで実施	1. 校内研修や管理職に対する研修を実施し、外国人が直面する諸問題に対する理解を深め、共に生きることのできる国際社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上を図ることを目指す。 2. ホームルーム活動や教科・科目の指導の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援。 3. 海外からの留学生を迎える学校や、海外への修学旅行・研修旅行を実施する学校においては、留学生との交流や訪問国の言語や文化を知り現地の高校生等と交流すること等を通じて、国際理解教育を一層進めるよう促す。	1. 校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2. 研修等をおとして教員の理解と指導力向上を図ったが、今後も継続する必要がある。 3. 各学校においては、事前学習で交流の意義や方法、留意点について指導がなされ、充実した交流学習が行われた。	1. 校内研修や教職員に対する研修を実施し、外国人が直面する諸問題に対する理解を深め、共に生きることのできる社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の両面での指導力の向上を図ることを目指す。 2. ホームルーム活動や教科等の指導の中で、人権尊重の精神を基盤にした国際理解教育を進めるよう、各種研修において教職員を支援。 3. 海外からの留学生を迎える学校や、海外への修学旅行・研修旅行を実施する学校においては、留学生との交流や訪問国の言語や文化を知り現地の高校生等と交流すること等を通じて、国際理解教育を一層進めるよう促す。
45	②多文化共生社会づくりの推進	人権ユニバーサル事業(人権同和対策課)(再掲)	平成28年度新規事業。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、同大会を契機とした人権尊重社会実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 おやこ多文化ひろば 日時:平成29年12月10日(日) 場所:サンレディーおおだ(大田市) 内容:多言語対応紙芝居、通訳付きベビーマッサージ体験、ワークショップ、啓発展示	来場者アンケートでは9割以上の方が人権課題への関心や意識を高めるのに役立ったと回答していた。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした人権尊重社会実現に向け、今後も、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会を提供していく。	人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考える集い 日時:平成30年10月21日(日) 場所:江津市総合市民センター(江津市) 内容:ドキュメンタリー映画上映会、ワークショップ、啓発展示
		しまね多文化共生推進事業(文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 日本語教室の運営支援 日本語教室が所在するのマップを作成(市町村窓口配布) 2. 災害時サポーター養成講座の実施 外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民を言語・翻訳面でサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村等と連携して開催した。 ・東部 2月24日(受講者33人) ・西部 3月11日(受講者39人)	当該年度の日本語教室開設状況をとりまとめ、情報提供に努めた。今後も定期的な情報更新をしていく必要がある。 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員にもつながった(受講者のうち10名が新規に登録)。	1. 日本語教室の運営支援 2. 日本語教室不在地域における日本語学習機会・地域交流創出事業 3. やさしい日本語普及事業 災害時サポーター養成講座の実施 東部 1回、西部 1回の開催を予定
46	③外国人のための労働環境の整備	外国人労働者問題啓発事業(雇用政策課)	外国人労働者問題啓発月間(6月)にあわせた広告啓発	広報紙等による意識啓発 ・市町村・関係機関へのリーフレットの配布	外国人労働者の不法就労、研修生・技能実習生の適正就業等の問題を広く県民に広報し意識啓発に努めた。 今後とも引き続き広報に努める必要がある	外国人雇用の基礎知識パンフレットの作成、配布により県内企業にむけた周知を図る。
47	④外国人のための相談体制の充実	しまね多文化共生推進事業(文化国際課)(再掲)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1. 外国人地域サポーターの配置 ・サポーター数:4個人3団体(松江市、浜田市、出雲市、大田市、雲南市、益田市、江津市) ・活動実績:239件 ・活動内容:外国人住民への情報提供、外国人住民の現状、ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等 2. 多言語(ポルトガル語)による相談対応の実施 ・対応件数20件	複雑・深刻な内容の相談が増えており、それぞれ外国人地域サポーターと市町村・関係機関との連携により支援を行った。今後も地域と密着した支援が必要である。 急増するブラジル人への相談体制を充実するため、ポルトガル語の窓口を設置し、対応を行った。 ポルトガル語ができる相談員の雇用を目指しているが応募者がなく、人員確保が課題となっている。	外国人地域サポーターの配置 相談員(ポルトガル語)の配置

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画	
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組							
中項目7. 患者及び感染者等							
48	①ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に関する普及啓発事業 (健康推進課)	ハンセン病にかかる普及啓発活動	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビーでの啓発展示	ハンセン病問題への正しい理解はある程度広まってはいるものの、さらに広げ、かつ深めるため、島根県藤楓協会と協働して普及啓発活動を引き続き行うとともに、市町村との連携を図ることや民間団体への支援によって、より効果的な普及啓発ができる体制づくりを進める必要がある。	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビーでの啓発展示	
				小学校高学年を対象とした副読本の配布			小学校高学年を対象とした副読本の配布
49	②HIV感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進	エイズ対策特別促進事業 (薬事衛生課)	エイズに対するいたずらな不安や偏見・差別を払拭し、正しい理解と認識を深めるための啓発事業の実施	1. エイズ出張講座 対象者：中・高校生 内容：保健所の医師・保健師による講座の実施	日本におけるHIV感染者とエイズ患者を合わせた新規報告数は、平成19年以降1500件前後である。世界的には、減少している状況であるのに対し、日本は、先進国の中で唯一減少していない国である。島根県では、平成2年から平成19年までに感染者9名、患者3名であったが、平成20年代になり感染者9名、患者7名の状況である。 保健所における検査件数は、年間300件と、近年減少し、エイズ出張講座は、学校教諭により実施していただくようになってきているため、実績としては減少してきている。 新規報告者は男性が多く、感染経路も同性間の性的接触が高率であることから、様々な機会を利用して、“保健所の相談窓口、無料・匿名検査”の周知を図る。	エイズ講座の支援 対象者：中学校・高等学校の生徒 内容：教材及び講座資料の提供	
				2. 世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者：県民一般 内容：街頭キャンペーン、リーフレットの配布、相談及び検査		世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者：県民一般 内容：街頭キャンペーン、リーフレットの配布、相談及び検査	
				3. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 内容：普及週間に合わせた相談及び検査		3. HIV検査普及週間(6月1日～7日) 内容：普及週間に合わせた相談及び検査	
50	③感染症に関する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (薬事衛生課)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供することで、患者の早期の社会復帰を図る	結核予防週間(9月24日～30日) ・研修会等 ・媒体を活用した啓発	島根県では年間100名前後の新規結核患者が発生しており、その6割が70歳以上の高齢者となっている。高齢者には結核の特徴的な症状が見られないことも多く、発見が困難なこともあることから、高齢者施設や医療機関を対象とした研修会を実施するほか、県民への結核についての正しい知識の啓発を実施する。	結核予防週間(9月24日～30日) ・研修会等 ・媒体を活用した啓発	
				肝臓週間(7月24日～7月30日) 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査 委託医療機関実施 保健所実施 肝炎相談(保健所実施)		ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんにつながる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は検査を受けていただくよう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。	肝臓週間(7月23日～7月29日) 肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査 委託医療機関実施 保健所実施 肝炎相談(保健所実施)
				感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担		感染症患者に対する医療費の公費負担を適切に実施する。	感染症患者の治療に係る医療費の公費負担 入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
	大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組					
	中項目7. 患者及び感染者等					
51	④難病患者等への支援	講演会開催・難病医療研修事業(難病患者に対する正しい知識の啓発)(健康推進課)	難病フォーラム	○難病フォーラム 日 時:平成29年11月5日 場 所:大田市民会館 内 容:講演、体験・活動発表(患者・家族・ボランティア)、レクリエーション、活動展示 対象者:120名(一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者等)	・地域住民及び関係者と協働で企画・開催。 ・毎年開催地域を変えて実施している。多くの人に難病の正しい理解を深めてもらう事業として定着しており、引き続き継続して実施することが必要である。	○難病フォーラム 日 時:平成30年10月頃 場 所:益田保健所管内 内 容:講演、体験・活動発表(患者・家族・ボランティア)、活動展示 対象者:一般住民、難病患者・家族、ボランティア、保健医療福祉関係者等
			難病医療研修事業	○難病医療研修事業 対 象:医療関係者等 日 時:①平成29年10月18日(参加者46名) ②平成29年10月19日～11月7日から1日(実習)(参加者11名) ③平成30年3月17日(参加者59名) 場 所:国立病院機構松江医療センター 等 内 容:難病に関する専門研修	医療関係者に対して難病に関する基礎知識及び制度等についての研修会を開催。病棟実習も実施。 今後も最新の知見について習得する場を確保する必要がある。	○難病医療研修事業 対 象:医療関係者等 日 時:①平成30年10月 ②平成30年10月の5日間から1日(実習) ③平成31年2月 場 所:国立病院機構松江医療センター 等 内 容:難病に関する専門研修
52	⑤インフォームド・コンセントの普及	医療安全支援センター事業(医療政策課)	医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する研修の実施など、医療安全に関する意識啓発の実施	患者・住民からの苦情や相談への対応	苦情と相談を合わせ363件に対応した。	患者・住民からの苦情や相談への対応
				医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 平成29年12月3日 出雲市役所 基調講演、管理者意見交換 参加者 医療関係者 など	研修会の実施を通じて、普及啓発することができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 平成30年12月2日 出雲市役所 基調講演、管理者意見交換 参加者 医療関係者 など

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目8. 犯罪被害者とその家族						
53	①広報・啓発の推進	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等の置かれている状況について県民の理解と配慮の促進を図るため、犯罪被害者等による講演会の開催	1 被害者支援講演会の開催 (1) 日時:9月5日(火) 市町村振興センター 講師:中谷加代子氏 参加人数約30人 (2) 日時:10月21日(土) 場所:松江市 島根県民会館 講師:本郷由美子氏 参加人数約100人 (3) 日時:11月7日(火) 場所:松江市 県職員会館 講師:鴻巣たか子氏 参加人数約70人 (4) 日時:11月9日(木) 場所:松江市 島根県立図書館 講師:江角由利子氏 参加人数約20人 (5) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」15回	犯罪被害者等の置かれている状況について、県民の理解を深めるため、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運の醸成を図った。今後も被害者等の講演会や中高生を対象として「命の大切さを学ぶ教室」等の被害者支援講演会を開催するため、平成30年度は各中学・高校に希望調査を行い、年間15回の計画を策定した。	1 被害者支援講演会の開催 (1) 日時:7月12日(木) 市町村振興センター 講師:加藤裕司氏 参加人数約30人(予定) (2) 日時:10月21日(日) 場所:松江市 島根県民会館 講師:本郷由美子氏 参加人数約100人(予定) (3) 日時:11月7日(水) 場所:松江市 県職員会館 講師:廣瀬小百合氏 参加人数約70人 (4) 日時:11月中 場所: 松江市 島根県立図書館 講師:江角由利子氏 参加人数約70人予定 (5) 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」15回
		犯罪被害者週間における啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	「犯罪被害者週間」において、被害者支援に対する県民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/3～12/6までの間、県立図書館で犯罪被害者支援パネル展示、関連図書 の展示、講演会実施 ・警察による被害者支援等パネル展示 11/3～4 いずも産業みらい博、11/19 江津市秋まつり、 11/20～24 浜田市役所ロビー 等11か所 ・ミニ生命のメッセージ展(10/21(土)10:00～17:00、10/22(日)10:00～16:00) 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) ・11/24 JR松江駅、仁多ショッピングセンターサンクス、 みしまや三刀屋店、Aコープエルシー(雲南) 等28か所 3 その他 (1) 警察音楽隊コンサートにおける広報 1月21日 島根県民会館 (2) しまね人権フェスティバル2017でのブース出展、パネル展示 10/15 安来市総合文化ホール アルテピア(安来市) 200人	啓発パネルの展示、街頭啓発活動、警察音楽隊や大学生音楽サークルのコンサートにおける広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も広く県民の理解を深めるため、犯罪被害者週間期間中に東西部の偏りの無い開催に努める。	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・11/2～12/5までの間、県立図書館で犯罪被害者支援パネル展示、関連 図書の展示、講演会実施予定 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 3 その他 (1) 警察音楽隊コンサートにおける広報 11/18 定期演奏会等 (2) しまね人権フェスティバル2018(仮称)でのブース出展、パネル展示 10/21 江津市(予定)
		②相談窓口の設置	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する総合窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進	1 テレビ、ラジオ、新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口 広報 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間における街頭での広報活動 (各駅・大型ショッピング施設等) ・11/24 JR松江駅、仁多ショッピングセンターサンクス、 みしまや三刀屋店、Aコープエルシー(雲南) 等28か所 4 警察音楽隊コンサートにおける広報 1月21日 島根県民会館 1200人	様々な機会を通じて、消費とくらしの安全室に設置の犯罪被害者等支援総合窓口ほか、各種相談窓口を広報・周知しており、今後も継続して実施する。
54	③支援体制の整備 (ア)犯罪被害者等への支援活動の推進	犯罪被害者等への支援活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するため、各種施策の推進	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 114件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング支援の実施 1人6回	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング支援の実施

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目8. 犯罪被害者とその家族						
56	③支援体制の整備 (イ)関係機関・団体との連携強化	関係機関・団体との連携強化 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	民間支援団体に対する支援	1. 民間被害者支援団体「(公社)島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助 ～支援自動販売機設置、日本財団預納付金獲得 423万円 2. 「(公社)島根被害者サポートセンター」に対し、 ・犯罪被害者等支援普及啓発業務(広報啓発、講演会の開催等)を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)	島根被害者サポートセンターに対し、委託料等により財政的支援を行ったほか、ボランティア養成講座へ講師を派遣するなど、人的支援を行った。「犯罪被害者等早期援助団体」として、今後も犯罪被害者等が途切れることのない支援を受けることが出来るよう、引き続き支援を行うほか、情報提供を行っていく。また、日本財団からの助成金を獲得し、充実した支援ができるよう援助する。	1. 民間被害者支援団体「島根被害者サポートセンター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支援を受けることができる体制を作るための財政的援助 ～支援自動販売機設置、日本財団預納付金獲得 52万円 2. 「島根被害者サポートセンター」に対し ・犯罪被害者等支援普及啓発業務を委託(環境生活総務課) ・犯罪被害者支援業務を委託(県警 広報県民課)
			関係機関・団体との連携強化	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 10/3 シミュレーション訓練の実施 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 11/7 総会の開催 犯罪被害者による講演会の開催 講師:鴻巣たか子氏 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 7地区ネットワークで総会開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催 9/5 実施 講師:中谷加代子氏	被害者支援ネットワーク8地区で総会を開催し、連携強化を図った。また、事例検討等を実施し、各関係機関との連携強化を図った。 平成30年度は、島根県被害者支援連絡協議会や市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議で、関係機関の連携強化に向けた気運の醸成等を図るため、被害者遺族の講演を予定している。	1 「島根県被害者支援連絡協議会支援担当者連絡会」による情報交換 10月中 2 「島根県被害者支援連絡協議会」による情報交換 11月中 総会の開催 犯罪被害者による講演会の開催 講師未定 3 地域単位で設置されている「被害者支援ネットワーク」総会の開催 4 市町村犯罪被害者等支援施策担当者会議の開催 7/12実施予定 講師:加藤裕司氏

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
大項目Ⅱ 各人権課題に対する取組						
中項目9. 刑を終えて出所した人等						
57	9. 刑を終えて出所した人等	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	
中項目10. インターネットによる人権侵害						
58	10. インターネットによる人権侵害	情報通信メディアを利用した差別事象への対応(人権同和対策課)	インターネットを利用した差別事象への対応	差別的な情報があれば、関係機関等と連携して削除依頼などの対応を実施	各人権課題の1つとして今後も取り組んでいく必要がある。	
		人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供		啓発資料の整備・提供
中項目11. 性同一性障害者の人権						
59	11. 性同一性障害者の人権	人権啓発事業(人権同和対策課)(再掲)	差別や偏見をなくすための啓発活動の推進	人権ユニバーサル事業や資料展示などを実施	地域団体と連携を図りながら今後も啓発に取り組んでいく必要がある。	資料展示などを実施する。
		人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供		啓発資料の整備・提供
中項目12. 様々な人権課題						
60	①プライバシーの保護	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
61	②「ひのえうま」などの迷信	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
62	③アイヌの人々	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供
63	④北朝鮮当局によって拉致された被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	1. 啓発資料による周知・広報(継続実施) 「拉致問題」に関するポスターを、県庁及び県内市町村で継続的に掲出	各種活動を実施することにより、県民に対して着実な啓発を行った。 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。	1. 啓発資料による周知・広報(継続実施) 「拉致問題」に関するポスターを、県庁及び県内市町村で継続的に掲出
				2. 電光掲示板による周知・広報(12/10~16) 県庁前の電光掲示板により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を県民にアピール 3. 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか) 4. 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付 5. 新聞広報 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載		2. 電光掲示板による周知・広報(12/10~16) 県庁前の電光掲示板により、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を県民にアピール 3. 北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか) 4. 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付 5. 新聞広報 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載
64	⑤ホームレスの人権	生活保護制度の活用(地域福祉課)	最低生活の保障と自立助長	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を行った。 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)とも連携した支援に取り組んだ。 また、一時生活支援事業の周知を図り、事業の実施への働きかけを行った。	ホームレス状態においても、必要な方には生活保護の適用を行う等の対応が必要であり、今後も継続した取組を行っていく。	実施機関である各福祉事務所において、生活保護制度による、個々の状況に応じた必要な個別支援、相談対応を行う。 引き続き、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業及び一時生活支援事業(松江市)とも連携した支援に取り組む。 また、一時生活支援事業の周知を図り、事業の実施への働きかけを行う。

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
65	⑥人身取引(トラフィッキング)事件の適切な対応	人身取引事犯対策事業(県警生活環境課)	関係機関との連携の強化	1 関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「外国人問題対策連絡協議会」、「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図った。 今後も関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	1 関係機関との連携強化 入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
			警察職員に対する教養	2 警察職員に対する教養 専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人身取引事犯に関する執務資料を作成、配布するとともに、専科等の機会を通じて教養を実施した。 人身取引事犯に対する適正な対応を図るため、今後も職員に対する指導教養を推進する。	2 警察職員に対する教養 専科教養、巡回教養等の実施
			広報啓発の推進	3 広報啓発の推進 各種講演や講習会等において人身取引防止のための広報啓発の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に関する広報ポスター及びリーフレットを警察署へ配布し、各種講習会等における広報啓発活動に利用したほか、外国人を雇用する事業所等において、雇用主や外国人従業員に対する教養を行った。 今後もあらゆる機会、媒体を活用し、広報啓発活動を推進する。	3 広報啓発の推進 各種講演や講習会等において人身取引防止のための広報啓発の推進
66	⑦日本に帰国した中国残留邦人とその家族	中国帰国者帰国後自立促進事業(高齢者福祉課)	支援関係者、関係機関との連携の強化	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施(実地: 邑南町、書面: 出雲市・江津市)	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き続き市町村及び生活保護担当課との連携を進め、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	市町村援護担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施予定(10～11月) ・生活保護新任職員研修参加予定(5月)
67	⑧性的指向(同性愛など)に係る問題	人権啓発事業(人権同和対策課)(再掲)	差別や偏見をなくすための啓発活動の推進	人権ユニバーサル事業や資料展示などを実施	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	
67		人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供		啓発資料の整備・提供
68	⑨その他の人権課題	人権啓発ライブラリー事業(人権同和対策課)(再掲)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	様々な人権課題として今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供

(様式2)

人権施策推進計画 H29年度事業実施状況及びH30年度事業実施計画報告書

No	基本方針	事業名	事業概要	平成29年度実施状況	成果・今後の課題・目標等	平成30年度実施計画
69	大項目Ⅲ施策の推進					
	1. 推進体制とフォローアップ	人権施策推進事業 (人権同和対策課)	人権施策推進基本方針に掲げる施策の進行管理を行うことにより、その実効性を確保し、もって、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の策定とその進行管理 平成28年度事業の実施状況及び29年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会に報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ県職員全体の人権意識の向上を図る。 人権教育・啓発事業の参加者を増やすため、引き続き公民館や商工団体に協力を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 職場研修推進員に人権施策の概要を理解させた。 人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料とする 	<ul style="list-style-type: none"> 「人権施策推進計画」の策定とその進行管理 平成29年度事業の実施状況及び平成30年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会に報告を行う。 引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。
	2. 国や市町村との連携・協力	関係機関との連携 (人権同和対策課)	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権・同和教育市町村訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・9/11(月)隠岐の島町 ・9/13(水)知夫村 ・9/20(水)吉賀町 ・9/29(金)邑南町 ・10/24(火)浜田市 ・10/30(月)出雲市 ・11/13(月)安来市 ・11/17(金)飯南町 ・11/24(金)美郷町 	<ul style="list-style-type: none"> 各協議会で情報共有ができ、連携して事業を実施することができた。 県の人権・同和教育、啓発の施策を浸透させることができた。また各市町村の取組の成果や課題を共有し、意見・情報交換を行うことにより、顔の見える関係づくりができた。今後、市町村間の取組の格差や温度差を少なくし、やり甲斐をもって取り組める基盤整備に努めていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国が設置する「島根県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権・同和教育市町村訪問 <ul style="list-style-type: none"> ・松江市 ・益田市 ・大田市 ・江津市 ・雲南市 ・奥出雲町 ・川本町 ・津和野町 ・西ノ島町 ・海士町 (10市町で実施)
3. 民間との協働の推進	みんなで学ぶ人権事業 (人権同和対策課)(再掲)	民間団体への委託による啓発活動の実施	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、落語会、ワークショップ等	人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:18団体 内 容:講演会、映画上映会、ワークショップ	
71						